

令和3年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和3年3月9日(火)

令和3年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年3月9日(火) 開議 午前10時00分
散会 午後 2時50分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	岸知之 神谷純平
--------	------	----	-------------

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 5番、加藤彰男
- (2) 3番、山本典式
- (3) 4番、浅尾もと子
- (4) 2番、森田昭夫

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はありません。ただ今から令和3年第1回東栄町議会定例会一般質問を開会いたします。日程第1一般質問を行います。今回通告のありましたのは、お手元にご配布してあります通り議事日程の通り4名でございます。質問は答弁を含めて50分以内で行います。最初に一括質疑方式、一問一答方式か質疑方法を述べてから質問を行ってください。答弁者は自席にて行いますのでその旨お願いをいたします。それでは5番加藤彰男君の質問を許します。

----- 5番 加藤彰男 議員 -----

議長（原田安生君）

5番、加藤彰男君。

5番（加藤彰男君）

議長の許可を頂き一問一答にて一般質問いたします。よろしく願いいたします。初めに現在も続くコロナ禍によりお亡くなりになられた方々、心よりお悔やみ申し上げますとともに罹患された方々や現在も入院治療の方々にお見舞いを申し上げます。またこの1年あまり新型コロナウイルス感染対策の最前線で奮闘していただきながら同時にワクチン接種の取り組みにも頑張っている医療福祉関係の方々をはじめ多くの皆様に心から感謝申し上げます。そして間もなく東日本大震災と原発事故から10年となる3月11日を迎えます。福島原発の問題も含め住民の方々の思いを受け止めて被災地の復興政策を進めること、そして全国の防災、減災対策をさらに進めることを引き続き国に求めていきたいと思っております。続いて質問に入ります。初めに新型コロナウイルス対策についてワクチン接種、災害避難時の感染対策などについて質問いたします。昨年1月に国内で初めての新型コロナウイルス感染を確認してから1年以上にわたりコロナ禍が続いています。世界規模の感染拡大、パンデミックとなり、日本を含め世界中で多くの方々が感染されまた亡くなられる方々も増え続

けています。その一方、新型コロナウイルスに有効なワクチンも開発され、日本国内でも医療従事者などの一部で接種が始まっています。また国のワクチン接種計画も進んでおり感染を抑える切り札として大きな期待が寄せられています。以上の点を踏まえながら順次質問を致します。一問目です。初めに国で進めているワクチン接種計画では現在東栄町でどのような準備が進められていますか。また国からの発表が日々変化していることもあります。ほぼ確定している内容やまた公表できる範囲で回答をお願い致します。

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

現在、ワクチンの納入が4月26日の週に1箱配送されるという予定までしか示されておりません。したがって予定ということでお答えしたいと思います。まず医療従事者の接種に続きまして5月以降5月上旬以降に65歳以上の高齢者の接種に向け準備をしているところであります。これらの方の次に基礎疾患を有する方、次に高齢者施設等の従事者、次に60歳から64歳の方、最後にこれら以外の方という国から示されている順序で接種していくことを予定しております。接種に伴う接種券いわゆるクーポン券の発送につきましては接種が可能となる期日を考慮し順次発送する予定であります。

議長（原田安生君）

はい、再質問、5番。

5番（加藤彰男君）

今分かってる範囲のスケジュールが発表されましたけども、いずれにしてもですね国のワクチンの供給スケジュールこれがですね大前提になるという点が重要かというふうに思います。5月の中旬から高齢者の方の接種ということになるという話ですね。この国のですねワクチンの供給スケジュール、これをですね国の方が明らかにしていくということがこの時代にとっては大前提になるかと思えます。しかし一方でですね、いずれにしても各自治体でワクチン接種を実行していくという点では自治体の責任と言う点で準備を進める必要があります。例えば他の自治体ではホームページや広報誌などを通して今後の見通し、ただ一部の自治体はですねやはり流動的な今説明ありましたような流動的な部分があるということでこの今後の見通しについてもですね途中で変更してる自体もあつたりしますけども、今後の見通しの情報ですねそれから接種方法、例えば集団接種なのかとか個別接種なのか巡回の接種なのかといろいろ

接種手法がありますからその接種方法を含めてそしてコールセンター問い合わせ先ということですが、このワクチン接種に関してもですね問い合わせの一元化そして必要な情報が提供できるという機能かというふうに思います。さらにこのワクチン接種に伴って詐欺被害防止、この啓発をですねしてる自体もあると思います。必要な情報が住民の皆さんにしっかり届く、このことは大変重要だと思います。現在のところ東栄町では昨日の状況ですが、ワクチン接種に関する希望調査というのが配送されまたその返信を受け付けている状態で先ほどいきましたようなですね書く自治体で良くなってる取り組みが十分進んでるというふうには言えません。今後この点でですねどのように対応されるか回答お願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

今調査しておりますワクチン接種の希望調査の方に接種計画の案も同封しております。したがって、ある程度事前に接種に関しての啓発はできていると考えております。まだ現在情報が流動的で不確定な部分が多いですので積極的に情報を発信していくことはちょっと難しいかと思えます。接種が可能となる時期のおおよその見当がついた時にはどうえいチャンネルやホームページで情報発信をしていきたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の回答ですとなかなか情報が確定してない状況があるので広報等でですねお話ししてくのは難しいというふうな判断だというふうな説明がありましたけども、先ほどのところでワクチン接種の希望調査ですね行っているとそこに計画案が出るからと言われますけども、実際は東栄町の高齢化率 50%からすれば 50%の方には希望調査と共に計画の情報も届いている。しかしアンケート調査、希望調査してない 50%からその情報がないわけですから、やはりこれは全体としてですねお伝えしていくという点がまず大事じゃないかと、ですからこれはどの段階で確定した情報を伝えたいという姿勢というのは分かりますけども、その辺りはですねなるべく迅速に他の自治体で出している情報提供とあまり遅れを取らないように進めていただきたいと思います。同時に今回ですね全国規模でのワクチン接種というのは日本にとっていまだかつてない、世界にとっても未だかつてない取り組みで、ある方はですね日本の医療の歴史

において最大のプロジェクトであるという表現もしています。まだ各自治体の中ではですね組織体制や人員配置にも大きな力を抑えてこのワクチン接種の取り組みを進めています。東栄町で今後どのような体制を行っていくのかはこれは大変重要だと思いますので、このワクチン接種がどの段階で先ほどのように5月上旬から高齢者の方はワクチン接種を進める予定という見込みとですねそれに合わせた準備、体制どのように進めて行かれますか。

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

体制につきましては、先日の議会の臨時会で補正予算をお認めいただきました接種体制確保事業に係る経費とあと体制につきましては住民福祉課と医療センターで調整して備品を中心に予算計上させていただきました。今現在この接種体制確保事業の備品以外の経費の方を双方で調整しております。その中で会計年度任用職員ですとか外部への業務委託等の経費についても令和3年度の予算にて補正予算を計上したいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

補正予算のところで体制も含めてですね備品等という話がありましたけども、やはり今回のですね今までないこの取り組みについては所管の課、住民福祉課、医療センターこの枠を超えたですね体制強化がどうしても必要だというふうに思います。さらに専門職の皆さん、医師の方、看護師の方、保健師の方だけではなくてですねその体制を支える後方支援、そしていろんな場合のシュミレーションした時に必要なところに人がちゃんと体制つけるとこのワクチン接種にですねこういうようなですね横断的なそして専門職を支える後方支援のような人員体制、この考えも必要かと思うんですけどその点はどうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

接種体制につきましては先ほど申し上げたように住民福祉課と医療センターの職員で対応する予定であります。ただ、場合によっては他の課の力をお借りする場合もあるかとは思いますが。また接種会場への接種者の送迎ですとかは外部へ委託することを考えております。また接種に関して会計年度任用職員ですとか繰り返しになりますけれども業者への外部委託の経費も今後予算計上していきたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番

5番（加藤彰男君）

今いくつかですね会計年度の職員の採用や業者という話も出されています。一つですねこのどういう体制作るかということ的前提になる部分が必要かと思えます。2問目に移りますけれども、現在のワクチン接種では事前のシミュレーション含めてですね各自治体で具体的な計画や事前の調整を進めていましてですねこの事前のシミュレーション想定訓練を含めてですね東栄町の準備状況はどうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

具体的な計画につきましては、接種場所は医療センターで集団接種を基本に完全予約制で接種することを予定しております。接種日につきましては月曜日、水曜日、金曜日の午後の2時から3時間程度を接種時間としまして月曜日、金曜日につきましては医師2名で、水曜日につきましては医師1名の体制で接種する予定であります。また状況によっては個別接種も検討したいと考えております。また、今現在接種に関する希望調査を行っており、接種の意向や接種会場までの送迎の希望等を調査した上で地区ごとに接種の費用を割り振り予約を受け付けること、また効率よく送迎できるよう考えております。なお先月の15日医療センターで接種に関してシミュレーションを行い接種体制の確認等を行っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の話ですと基本としては医療センターで集団接種を行うと、しかし個別接種も一部検討をなくちゃいけないと、予約制であるということと、月、水、金で月、金が2名で、水曜日が1名の医師で、2名ないし1名の医師の先生方の体制で行っていくということと地区ごとで送迎をすると、後はシュミレーションは一度行なってるということですね。また改めて今話した内容と重なる部分があるかと思うんですけども、実際にワクチン接種を行う点です自治体が様々な実務を行っていくということになります。まあコロナ禍では今回の中でですねワクチン接種供給前に自治体が主に行うことの主要な部分として事前の部分もあるんですけども、ワクチン接種券の配布そしてその調整機能もしなくてははいけないという点があります。それからこのワクチン接種一回だけでなく2回であるということもありますし、その後のですね健康観察も含めると一つのシステムとして行わなくちゃいけないと、いう点がありますからシステムの入力の準備と確認という点もあります。それから医療スタッフの確保、これはもう医師だけではなくてですね看護師含めてそれから全体の接種会場におけるスタッフ機能を確保しなくちゃいけない。そして接種会場の確保と準備ってということで今回は一箇所ということもありますが、個別にする場合どうするのかということも様々な課題があります。そして重ねてですけどもこの体制を準備サポートする職員スタッフつまり後方支援ですね、その準備訓練も必要だというふうに思います。河野担当大臣はですねワクチン供給についてテレビ等で複雑な連立方程式という表現をしていました。しかし現場の自治体のですね担当者の方の声としてですね、同様にこのような声があります。難解なパズルを一つ一つのピースが揃わないまま解いているようだ、まさに現場からすると同じような意味でですねこの事態の対応をですね迫られているというふうになります。東栄町として色々な要素を加えてさらにシュミレーションしていくと、事前の訓練をしておくということが必要かと思いますがその点重ねてどうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（伊藤太君）

先程お答えさせていただきましたけども先月シュミレーションを一度行いました。ただ1回だけでなく今後も細かな調整は必要だと考えておりますし、またシュミレーションを行った結果、出てきた課題の解消についても検討していきたいと考えております。なお今月も2日ほどシュミレーション、あと説明会の方を予定しております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

この1回行っているシュミレーションですけども、ここではですね主にどのような流れまでのシミュレーションをして見えるのでしょうか。つまり全体からすればまさに送迎から含めてずっと接種後のですねそれから健康観察まで含めて長いスパンがあるかと思うんですけど、1回目ってことですからまあ限定的だと思うんですけど、どの部分をシミュレーションしたということによろしいでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

医療センターの方でシミュレーションを行いました。シミュレーションにつきましては患者役をですね10人ほどお願いしまして、入口入ったところから検温から始め予診そして受付その後予防接種ですね、その後はアナフィラキシー等の観察を終えて最後に接種証をお渡しして帰る、そこまでの全てのシュミレーションを行いました。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の説明ですと基本的なシミュレーションが1回行ったというふうな理解だと思うんですけども、実際にですねニュース等で報道されていますように各自治体でシュミレーションしてるということですが主に都市部が多いかというふうに思うんですね報道されてる内容は、その訓練の場でもですね実際の結果として課題として上がってる点は予診、接種前の予診に予想以上の時間がかかっているということはお出されますし、それから接種時にいわゆる接種場所がこの肘の辺りのところでなく肩のところだということであらゆる着ているものですねどうやって脱いでその接種を行うかっていう脱衣の時間ですねこれがかかると、それから医師一人当たりがですね実際どれだけ1日の中で接種ができるか。先ほどの話ですと東栄町の場合は午後の時間を2時間、3時間という想定してるわけですから丸1日っていうことは当然ないわけですね、そうすると具体的に医師一人当たりその週3日間の中でどのくらいできるのかってなると思います。それからアレルギーの対応ということで先ほど説明もありました。そういうふうな指摘が出てます。それに加えてですねやはり私たちの町はその

高齢化率が 50%だと約 50%という状況とそれから集落がですね点在をしていて周辺でですね大変そうなんですかね交通の利便としたら時間かかるとか部分があります。そういう特性もですね地理的な特性も踏まえる必要があるのではないかというふうに思います。例えば高齢化率 50%です。考えるならば東栄町の半数の方がですね高齢者を対象とする接種期間に集中するってことですね。住民の半分の方が集中するってこれは全国にない特性ですよ、それから集団接種の場合は説明がありました移送手段も考えてみえますけども、これはどの程度細かく移送手段として確保するのかっていうことがあります。さらに事前の情報収集とともにこの予診の時間、接種前の予診の時間をどれだけスムーズするかっていうのはその前段階にかかっている面もありますね。つまり接種前にどれだけ皆さんに情報が伝わってその時にどういうふうな衣類でつて言うのこともありますし、どういう行動、流れかということも大事だというふうに思います。そしてもう一つ接種後のところで、国の方でもある一定時間の方が健康観察しておくというふうになっています。しかし当日の場合は高齢の方がお一人二人暮らしの方が見えます。その方々がご自宅に帰ってからじゃあ健康観察また何かあった時の相談はどうするのかという点ですね。この東栄町にとって独自の課題は様々あつというふうに思います。その点で、今後この部分も含めてですね検討していく必要つまりこの部分の前提にしたシュミレーションを重ねていくこと必要だと思いますがその点どうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

まず議員のご指摘通りシュミレーションの中では受付に大変時間を費やしました。あと接種前ですね肩を出すような準備のところも時間を費やしております。そういったことにつきましては、シミュレーションの中で色々な課題が出てきましたので、そういったところを重点的にですね今後検討して参りたいと思います。議員がおっしゃる輸送の関係ですがこれにつきましても医療センターと住民福祉課の方で調整しましてですねなるべく安全に早く接種が終わるように検討して参りたいと思います。何人接種できるかっていうようなところでございますが 1 バイアルでですね今 5 人、6 人、7 人何ていう話も出てきて、その辺の検討がですねなかなかできないという状況ですので、これにつきましても入ってくる液とですねその状況でまた判断させていただきたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

いずれにしても今このやりと中でも課題ということが明確になったと思いますし、それからシュミレーションの必要性がさらに高まったというふうに思います。そして全体で町全体をあげて役場全体をあげてこのワクチン接種をですっきり進めていくという点です。それぞれそれぞれの検討進めていきたいという、進めて頂きたいと思います。3問目になりますけども、もう一点です。今回のコロナウイルスの感染の問題も含めてなんですけども福島、宮城県です。地震がありました。そして昨年は豪雨災害などがあって日常の感染対策と同時に災害時など非常時の感染対策準備が重要であるということが改めて明らかになっています。町としてこの点での対策、避難所での感染対策この点ではどのように対応していますか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

3番目の質問の回答でございます。今、災害時などの感染対策準備が重要であると言う問いでございますが、回答といたしまして現在新型コロナウイルスへの警戒が続く中、台風や大地震の際の対策として避難所の運営そして衛生材料等の確保は大変重要と考えております。特に避難所における消毒、換気、手洗い、三密を避けることを徹底するとともに避難所の開設数や生活スペースの増加等の対策を行いたいと思います。現在、国から示されている分散避難としまして、町民の皆様が自助の観点から自宅での安全を確保できる場合には自宅の2階など在宅避難に努めていただくほか町が開設する避難所だけではなく安全な親戚あるいは友人宅も避難所としておくなどこのようなことも大変重要でございます。また避難所につきましても避難する時は非常持ち出し袋にマスク、体温計などを含め、また在宅避難に備え食料等を備蓄しておくことも大変重要でございます。本町におきましても避難所の感染リスクを減らすための対策として段ボールベッド、パーテーションそして消毒用アルコール、マスク等新型コロナ地方創生臨時交付金を活用し確保しております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5 番（加藤彰男君）

今の説明ですと分散避難ということもあるということと、その中で町の開設する避難所についていずれにしても感染対策をしっかりと行なっていくという点の話、そして

段ボールベッドやパーテーション、消毒のアルコールというものを揃えてきたいというふうな話かと思います。一点ですねこの間、国の方ではですねいわゆるその公助、共助、自助の部分で行った時に大変自助を強調する流れがあります。確かに分散避難等ですね自助の部分としてどう判断してくださいとつまりその待たずに行動していくことがリスクを減らしていくという点で分散避難の意味もあります。しかし全体に公助がですねしっかりしてる中で初めて自助は成り立つわけです。ですから今回のですね色々な災害のところですね自治体がすぐ避難所を開設すると瞬時にそしてその中でも感染対策の受付してるでもあるわけですから、やはり自治体の方がその大きな先導してく、支えていくということは大前提というふうに思います。町の基本的な考え方、避難所の基本的な考え方が述べられている部分があります。行政の役割は避難所開設やその後の情報提供、物資輸送等の後方支援と地域での対応が困難な救護などというふうに述べられて、一方地域の方は地域の役割として避難所の運営や簡易な救護そして住民同士の支え合いなどが地域の役割だというふうに町としては述べています。現在の14地区で自主防災会がその活動を担っているわけですが、このようなですね公の役割とそして地域の共助の部分とそして自助の部分考えた時にこれらの14のですね自主防災会とどういうふうに連携してくのか、さらにこの感染対策についてもですねどのような情報をお伝えしてそして必要な備品等をお届けするかこの点は問題かという課題かと思いますけどもその点はどうか

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

議員おっしゃるとおり自主防災会との連携は大変重要でございます。また必要不可欠のものでもございます。先ほど申し上げました通り感染リスクを減らすための対策としてパーテーション等の資材、アルコールマスク等の衛生材料を確保しましたのでこれは自主防災会へ配備する予定でございます。配備後に自主防災会と合同でベッドの組み立て方法、設営方法ですがこのようなものと非難された方の検温、マスクの着用手洗いの慣行など一連の動作の確認また設営への研修を行う予定であります。これによりまして連携をさらに深めていきたいと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、自主防災会とのですねどういう取り組みをするかという今後の方向が出されました。先ほどですね公助、共助、自助の中でこの自主防災会の共助の部分をですねどうしっかり公が支えるのかということが大事だということに思います。先程のワクチン接種のところで出ましたけどもこの避難時ですね想定する時のベットの問題、マスクの問題等を含めた時の今後進める場合これはまさにシュミレーションとして行いながらこの自主防災会特に区長さん方が中心になってみると思いますけども、自主防災会がどうすればうまく進んでいくのかその要望やご意見をですね十分取り入れながらこの想定をしていくことが必要だと思いますし、その準備が大切だということに思います。是非自主防災会の皆さんとですねこの今後のですね災害避難時の対策と同時に感染対策もですね一つ大きなテーマとして取り組みを進めていただきたいというふうに思います。続いて二つ目の質問になりますけども、情報提供のあり方と危機管理について防災行政無線とうえいチャンネル S アラートなどについて質問を続けて行います。防災行政無線のデジタル化とともに新たに北設情報ネットのとうえいチャンネル、スマホアプリでの S アラートなど情報配信が行われるようになりました。これまで屋外拡声器、戸別受信機などによる音声による広報から文字情報による広報に変わってきました。以前にも指摘しましたが東日本大震災では音声での避難誘導や緊急時、非常時の情報のあり方などが大変問われました。この経験を踏まえながら現時点でこの東栄町の情報のあり方これを検証、中間層化する必要があると考えます。以上の点を踏まえて質問いたします。現在町からの情報提供やまたその方法について住民の皆さんからどのような意見や要望が寄せられていますか。また個別に住民の皆さんへのアンケート調査等も行うと思いますがその進捗状況はどのような内容でしょうか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

お答えします。現在、町の情報提供についてのご意見は、とうえいチャンネルにつきましては、高齢者世帯の方から以前の広報無線では聞きづらくて困っていたが文字放送となりしっかり内容を確認できて良いとの感想をいくつか頂いております。一方とうえいチャンネルのボタン操作が難しく面倒なのであまり視聴していないとのご意見もありました。これは課題として受け止めております。また S アラートの情報伝達システムにつきましては、町ホームページライン等と連携ができていて評価できるとのご意見もございました。二つ目の質問の町民への個別調査とうえいチャンネル、モバイル端末所有活用に関するアンケートでございますが、この集計は完了しております。以上でございます。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今説明がありましたけども、議会の方にはですね全体の東栄町ですね防災行政無線も含めてそれからとうえいチャンネル、Sアラートも含めた資料が出されています。加えて今話があったですね住民の皆さんに対するアンケート結果も出されています。このアンケート結果これについて大変重要な内容があるかと思いますが町の方ではどのような認識でこのアンケート結果を分析されていますか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

まずとうえいチャンネルについてのアンケート結果ですが、設定している世帯が約80%、設定していない世帯が20%との結果が出ております。町の情報伝達の基本となるシステムでございますので今後の課題としてチャンネル設定の促進をしていかなければならないことも事実でございます。このほかとうえいチャンネルをどのぐらい視聴しますかとの問いにつきましては毎日視聴する方が36.75%、週に2回から3回程度の方が29.68%、週に1回の方が17.84%の結果が出ました。毎日とうえいチャンネルを視聴することの重要性を理解していただきさらなる視聴率の向上を目指したいと思っております。次にモバイル端末、携帯電話等でございますが、所有、活用についてですが、何らかの端末をお持ちの方についてのアンケートでは、持っている方が68.46%、持っていないが21.86%でありました。こちらの予測より所有率は高かった結果となりました。お使いのモバイル端末の種類は圧倒的にスマートフォンが多く76.39%でありました。今後もスマートフォンの所有率は上昇することが予測できると思います。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の行政の方からっていうか町の方の分析評価というふうなことがありましたけどもいくつか数字の部分ですね、とうえいチャンネルの設定のところがありました。このアンケートについてはとうえいチャンネルについては世帯ということで調べて

みえるとそれからいわゆるそのスマホとかですねタブレットいわゆるモバイルの端末については一人一人ということで調査してるという二つの調査内容かというふうに思います。その中でどうえいチャンネルについては今お話があったようですね 20 パーセントの方がどうえいチャンネルの設定ができていないということですしこれもうちよつとこの数字からいきますと毎日ですね見ている方という方が 36%というふうなことです。ですからこれ一つどうえいチャンネルが危機管理の主たる中心たるです。中心的なですね情報手段になり得ていないということは読み取れるかというのがあります。もう一点、住民の方一人一人に聞いているモバイル端末の調査結果ですけれども約 1900 名の方がスマホまたはタブレットを持っているということです。ですから当初多分予想したよりですね過疎、高齢化の現状中では高い数値だというふうに見られているというふうに思います。しかし、一方でこのモバイル端末そのものは通信環境がなければ機能はできてないわけですから通信環境がですね電波状況が良好だということは 76%、そして回線の使用の時にですねどのような回線使うかという時に W i - F i でという条件があれば使えるという方が 15%というふうなことです。ですからこのモバイル端末についてもですね必ずしも網羅するというふうには現状なっていないわけです。この点でもですねどうえいチャンネルとどう連携してくのかと、例えば S アラートの機能ですねこのモバイル端末の状況ではどうなのかというふうに課題が見えてくるわけです。私は改めてですね今まさに情報の中で進んでいくという行政の仕組みや社会全体の機能を考えた時に町職員に情報分野の専門家がない。当然これは限られた人数で少人数でやってる自治体ですからこれは当然の分もあるわけですが、専門家いない状況の中でこの中間的な総括、分析をしっかり専門的な視点から行ってくことが必要かと思いますがどうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

今、議員からの質問でございますが、今、今年度 3 月 10 日をもって工事が全て完了致しました。日々検証はする必要はございますが、まだ運用を始めたところでございますのでこれから皆様のご意見を拝借しながらどんなシステムがいいのか、またどんなふうに構築していったらいいのかこれを随時調査し、あるいは検証し整備していく予定でございます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今後行っていくというふうな部分ですけども、具体的にどう行っていくかが大切だというふうに思います。やはり音声の情報、それは先ほどの東日本でもお伝えしましたがそれから文字の情報ですねこれはいわゆるデジタル化してもそれは文字で読むということになりますし音声で聞く場合もありますけども、この部分の音声情報と文字情報、この情報媒体をですね分けて考える必要があると同時にこれがどう関係するかという視点が必要だと思います。必要な情報が適切なタイミングで必要な人に届くことこそ情報管理であり危機管理の基本です。昨年 11 月にですね行政関係を対象に北設楽郡における情報通信環境に関する講演会が開催されました。現在のコロナの状況で第 2 回ということが延期されていますが、その際に講師を務められた愛知県の吉田情報通信政策推進監この方の話がありました。北設全体の通信環境の分析や今後の 5 G も見越したデジタル化の中での考え方など参加者、私も含めて多くの皆さんが大変参考になる内容だったと思います。このような方を含めて愛知県、国から適切なアドバイスや政策上また制度上の相談を受けて進めること今この事はどうしても大切だと思います。その時点で今後検討していくこういう方向も含めて検討していくこのことが大事だと思いますがどうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

本町におきましては 音声の情報として屋外子局 30 基、それと S アラートによる情報と伝達、この他委員おっしゃるとおり文字情報としてとうえいチャンネル等を構築させていただきました。より連携を深めた工事となりました。基本的にとうえいチャンネルで町からの情報を様々な情報を入手していただき緊急情報につきましては S アラートで情報伝達をしていくこれが基本となっております。令和 2 年度に防災行政無線の工事が完了し運営を始めるところでございますが、今後の情報管理、伝達のあり方を検証することは大変重要なことと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5 番

5 番（加藤彰男君）

今後行っていくということは改めて確認をしてるわけですけども、どういう方向でどの視点で行っていくということが極めて重要だというふうに思います。アンケート結果から出されているこの分析の仕方これも大事ですし、この情報全体が国を含めてですね一定

の方向が住んでいる社会全体が変わっていく中でそれにちゃんと対応できてるのかどうかということですね、ですからそれは行政だから許されなくて行政においてもですね今の情報の中に流れにおいてちゃんと順応していくということは大切だと思います。それはまたに専門的知見が必要ですから専門的経験が必要です。その知見、経験を得るためにはやはり外部の方、専門家の力を借りることが私はどうしても今東栄町に必要なと思います。今この段階で中間的総括なり検証しないまま進めばより情報におけるこの隙間が出てしまう、つまり危機管理上においてならば住民の皆さんに伝わらないとこが出てくるというまま進んでる可能性も高いわけですからどうしてもやらなくちゃいけないというふうに私は思います。続いて今の内容に関わりますけどもこの情報問題含めてなんですけども、どのような情報をどのルートでということ伝えてくのかということは今話をしてきましたけども、これはもう一点ですね行政組織における危機管理マニュアルにも繋がることだと思います。行政内部だけでなく行政は常に住民の皆さんと接し、また地域と接してるわけですからこの危機管理をですねどうしていくのかという点になるかというふうに思います。これは密接につながってると思います。この点では今町でどんなお考えでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

日常におきましては、危機を予測し防止策を講じることで危機の発生の確率を低くすることはできますが、しかし、その発生を完全に防止することは不可能と考えております。そのため緊急事態が発生した場合に速やかに対応し被害を最小限にとどめる準備をしておくことが重要であると考えております。本年度策定しました町の事業継続計画いわゆるBCPという計画でございますが、これをさらに進化させこの他地域防災計画、地域強靱化計画などと整合、調和を図りながら今後危機管理マニュアルにつきましては検討して参りたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今のところで必ずしも危機の発生全て防ぐことできないということですけども、町としてはBCPの計画とその継続的に何かあってもですねそれを回復させて事業継続してくんだと、この計画と連動させるというふうな説明だと思うんですね、しかしですねこれはBCPの計画というのは何か起こった時に事業が民間企業もそうなん

ですけど大きくダウンした時にそれをすぐ回復するというようなある面では場面的な危機対応マニュアルというふうと言っていいと思うんですね。しかし、危機管理そのものは危機が起こることを未然に防ぎながら危機が起こった時にすぐ対応できていう、そのリスクを減らすということですねこれは似ているようで違うんですね。私はこれはちょっと危機管理対策として危機管理指針としてやるべきだというふうに思います。実際ですね、国の方は2008年、平成20年にですね総合的な危機管理体制の整備についてという文章を出しています。これは都道府県宛てですけども市町村にもこれを徹底していただきたいとか伝えていただきたいというふうに述べています。ですから当然東栄町にも伝わっているはずですよ。これを受けながらこれ以降各自治体はそれぞれ危機管理マニュアルや危機管理のリスクの基本方針とかですねいろんな名称で作っています。私はやはりこれをちゃんと東栄町も作るべきだというふうなことだと思います。地域防災計画諸所の計画はありますが全体としてこれをつなげていく危機管理、組織管理このマニュアルが必要だと思いますがどうでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

危機管理マニュアルの必要性は十分認識しております。私も各自治体の管理マニュアルを拝見したことがございますが、かなり愛知県内におきましてもマニュアルの作成に至っている自治体が増えております。先ほども申し上げましたがBCP、強靱化計画、地域防災計画を充実させることを第一に行いまして危機管理マニュアルの作成につきましても今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

あと時間も少ないと思いますが、共通してですねワクチン接種の問題も含めて、それから情報管理のこと、つまり防災行政無線含めてその部分は危機管理対応という側面が強くなるわけですよ。組織がどうやって動けるか迅速に動けるか、迅速に動きながらですねその中において情報においてもワクチン接種においてもトラブルが無いようにしなくちゃいけないということは大前提です。限られた人員の中で進めているわけですから私はこの部分についてもですねちゃんと専門家の力を借りてく、また国、県と相談しながらですねある標準形の中でちゃんと内容を作っていくということは大事だと思いますし各計画の関連性もですねしっかりつなげていく必要があ

と思います。その点も含めて是非ですね今後の検討を進めていただきたいというふうに思います。以上もちまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（原田安生君）

以上で5番加藤彰男君の質問を終わります。ここで10分間休憩を取って、次は再開は11時といたします。

----- 3番 山本典式 議員 -----

議長（原田安生君）

時間が来ましたので再開をいたします。それでは3番山本典式君の質問を許します。

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

マスクはずさせて。では、ただ今議長のお許しを頂きましたので一括質疑方式で一般質問をいたします。先にお断りさせていただきたいと思いますが、新医療センター建設費の関係予算が今回の当初予算に計上されていることを知ったのが通告書を提出した後でしたので質問内容がなじまない箇所があると思いますがご容赦の程よろしくお願いします。では質問に入ります。まず前段として町長の発言に「医療、福祉は町民の理解と納得のいく町政運営が必要である」という名言がありますが、この言葉も実行されてこそ名言と言えるのではないですか。今回の町民による人工透析等の再開を求めた条例改正の直接請求は1076名の署名があり、有権者の40%近くに及ぶ結果となりました。中には事情があって署名はできないが協力はすると言ってくれた町民もいたと聞いています。このことから無床診療所への不安を抱いている町民の多くいることは確かだと思います。私自身も町民の方から「体調の急変、事故発生時の対応についての疑問、不安」との切実な訴えを10項目に渡り質問形式でいただきました。町長はこの結果を無視することなく、むしろ町民との公約はこういうふうに言っておるんですよ。「町民の声が反映されてない計画は見直す」ということでなかったのですか。こうした公約をきちんと守って今こそ町政に取り組む本気度と町民に寄り添った誠実な姿勢を町民の前に明らかにすべきではないんですか。ではこれを踏まえて質問に入ります。まず1番目は冒頭お断りしましたように、私は出すということを前提に質問を作ったのではないんですけど、今回この予算が出てしまった提出がされたので省略しますが、この中の署名の結果をどのように扱うか町長答弁してくだ

さい。2番目が前回医師の確保について質問しましたが「在勤している医師の翌年度の勤務については確約のような決め事はないとできない」との答弁があったが、医師の確保ができるかどうかは施設建設より優先されるべき問題であり、はっきりしていない現状を町民の多くが心配していると思います。これまで何度か一般質問してきましたが、無意味で貴重な時間の浪費にすぎないということなのか今になって「確約はできない」という答弁は一体どういうことなのか伺いたい。3点目としまして前回財政面から試算表をもとに質問したところ、「令和4年の4年度の無床診療所になった時の試算表と令和元年度決算額と比べた時、1億3千万以上の実質の改善になります」との答弁をしていましたが「実質の改善」とはどういうことなのか、また何を指して改善というのか伺いたいと思います。4点目として、前回質問しましたが直接的な答弁がなかったので改めて質問致します。試算表から見ると歳出に占める人件費の構成比率が約77%その中の人件費比率が約147%になります。むしろ有床診療所の方が人件費比率が123%程で低い、とにかく人件費比率が異常に高いことは経営上致命的だと思いますが、無床診療所後の赤字解消についての見通しをどうか伺いたい。5点目としまして、これも前回ですけども、在宅支援の基本計画について質問しました。例えば基本計画には「休日、夜間も視野に入れながら利用者の不安に応える体制を整える」と記述されているにもかかわらず、町の答弁は「まずは電話対応で日直、宿直、当直は考えていない」ということでした。広報とうえい1月号にあった「病床がなくなることの不安」を取り除くためにと謳いながらも基本計画の実行性は乏しく「電話対応」で済まそうとしている姿勢は基本計画からするとお粗末過ぎではないのか伺いたい。大きな2点目として東栄医療センターの改称について、一点目が前回これまでの経緯についての答弁はありましたが、事前通告していたにも関わらず「医療センター」名称に関しての使用許可手続きに触れた経緯の説明がなかったのはなぜか伺いたい。2点目として、この医療センターの名称については決着したとのことだが改称に応じた理由は、前回の町長の答弁では「新たな施設を建てた時名称を変更させて頂くとお願いしている」とのことだが私が思うには「このままだと法に触れる抵触する恐れがある」との県の指摘があったからではないのか端的にお伺いしたい。以上です。

議長（原田安生君）

3番山本議員の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まずはじめに、直接請求についてですが、多くの署名があったことについては重く受け止めております。法令に基づき適切に対応させていただきたいと思います。それ

から医師の確保についても前回の 12 月議会で山本議員に回答させていただいたとおりでございます。また新医療センター仮称のですね関連の予算つきましてはこの 3 月議会の令和 3 年度当初予算でお願いをしているところございますのでよろしく願いいたします。あとの質問につきましては細かい点もございますので医療センター事務長の方から回答させていただきます。以上です。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

この質問は前回町長に質問したけども町長が代わって全部センター事務長 4 月に異動になった分のセンター事務長に代弁させたんですよ。だから私はその時は聞いておいたんですけども最終責任の回答は町長がしてもらわにゃ困るんじゃないですか。何で逃げるんですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

その時も 12 月議会もおっしゃいました通り私が答弁しても事務長が答弁しても変わりはないと責任は私は思っているので答弁は事務長にお願いします。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

責任が、責任を持つから私は直接答えないという問題じゃないんでしょう。町長が答えるべきでしょうここまで来れば、もう建設予算出ているんですよ。最終責任は持つ、持つって、いつ持つんですか。

議長（原田安生君）

若干質問がずれていますのでまずは回答を聞いてください。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

では町長から話がありましたので私の方から質問事項 1 の 2 以降の内容について回答させていただきます。1 新医療センターについての 2 医師の翌年度勤務の確約についてのご質問ですが、このことにつきましては 12 月議会でお話しさせていただいたとおりであります。県派遣の医師についても単年度ごとの派遣更新でありますし、2 名の方はフルタイム会計年度任用の医師であります。従って確約はできないと申し上げましたが、1 年限りで辞めると言っているわけでもないことをご理解頂きたいと思えます。議員は、確約ということをおっしゃいます。何をもって確約なのかよく分かりませんが、新医療センターへも勤務して頂けるものと思っております。次に 3 番、令和 4 年度の試算表と令和元年度決算額とで 1 億 3 千万の実質の改善という回答の改善とはどのご質問でございますが、令和元年度東栄医療センター特別会計決算の繰入金を除いた収支差引額はマイナスの 2 億 5300 万円となります。令和 4 年度試算の収支差引額はマイナスの 1 億 1656 万 4000 円で、その差は 1 億 3600 万円になることから一般会計からの持ち出しが改善になることを申し上げました。次に 4 番、人件費率が高いと経営上致命的だと思うが、というご質問と無床診療所後の赤字解消の見通しについてですが、議員は令和 4 年度の試算の人件費率が 147%であると言われましたが 125%になると思えます。人件費の合計を診療収入等の合計で計算したものになります。令和元年度の人件費率は 114%ですので、その差は 11%となり試算の方が多くなっています。この 11%の差が異常に高いかどうかの評価は別にしても財政面からは赤字額の縮小の方が大切であると思えます。赤字解消の見通しの件につきましては、令和 4 年度予定している医療を行う限りその後の赤字も解消は困難であろうと思えます。もし赤字縮小や解消を目指すとするれば、さらに取り止める診療科目等を選択することとなり、医療サービスの低下につながることも覚悟する必要があります。次に 5 番、在宅支援についてのご質問ですが、待機の看護師がまず電話で対応し必要があれば看護師又は医師が訪問することを考えており、これも 12 月議会でお答えさせていただいた通りです。在宅療養支援診療所として 24 時間対応することは、基本計画の「休日、夜間も視野に入れながら利用者の不安に応える体制を整える」こととの齟齬はないと考えます。次に 2 番、東栄医療センターの改称についての 1 医療センターという名称に関しての使用許可手続きの経緯についてのご質問ですが、東栄医療センターの名称に関しての使用許可につきましても 12 月議会でも経過等を回答させていただいた通りです。今回議員の御質問では、東栄医療センターという名称の使用許可手続きに触れた経緯の説明がなかったとのことですが、名称のみの使用許可手

続きとなるものはございません。12月議会で説明させていただいた医療法上の許認可の手続きの中に手続きの名称がありそれが「東栄医療センター」であったということでございます。次に2番、改称に応じた理由は「このままだと法に触れる恐れがある」と県の指摘があったからではないかとのご質問ですが、県から「このままだと法に触れる恐れがある」との指摘は受けてはおりません。以上です。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。再質問はございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

再質問していきます。町長に答えてください。まず私、一番を削りましたが、私は今度当初予算見た時にちょっと私自身ちょっと知って驚いたことがあるわけです。それを先に質問します。というのは実施設計ですね、実施設計まだ終わってないっていうことを確認しましたけども、普通ですよ私が認識しているのは実施設計が完了しその設計金額でもって予算を議会に提出し可決され契約を締結した後建設着手になるとそういう順番だと私思っておるわけです。私も役場におりましたけども、それが普通だと思うんですよ。でもこれからすると保育園の建設と同様で見切り発車しているんじゃないですか。その点どうですか。町長に答えてって言うてるんじゃないですか。町長に答えてくださいって言うてるんです。出したのは町長でしょ。事務的って。普通でない出し方をしているんだからそれは町長が最高責任者が出せって言ったから副町長みんな出したんでしょう。町長それ答えてください。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

3月議会にもうすでに昨日上程をさせていただきましたのでそのことは全く問題ないと思いますし、その話の細かな事務では副町長から回答させていただきます。

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回の予算につきましては、基本設計の額を基に出さしていただいておりますが、現在進めております実施設計につきましてもこの基本設計をですねもとにしながらその作業を進めておりますので、この金額でですね建てるという前提のこの範囲内でですね建てるという前提で予算をあげさせていただいたということですのでよろしくお願いしたいと思います。

3番（山本典式君）

じゃあ聞きますけども、本来は実施設計の金額がイコール予算と私は解釈するんですけど、それをもって議会が良いとか悪い、じゃあその木材の部分はいくらかかるんだと、そういう議論がなされる根拠がないんじゃないですか、これ概算って言われたらどうですか。

議長（原田安生君）

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

先ほども申し上げましたが、基本設計の中で色々細かなところも詰めながらやってきております。その上でですね今現在実施設計をして細かいところですね積み上げているところでありますので、その中で色んな所を調整させてあげながらこの基本設計の額をもとにしながら今後整備を進めていきたいということで予算をさせていただきました。

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

じゃあ私聞きますけども、概算の建設を認めよって事ですか。この点、私は危険性があると思うんですよ、この手法、町長の常套手段じゃないですか。というのは私があえてここで言うまでもないんですけど、この失敗したのが保育園の建設である。これは私が一般質問しているんですよ、その時に、当時の課長が実施設計が完了していなかったために名倉保育園の建築単価でもって4億円の概算で出したということ言っているんですよ。これで恐らくその4億円で全て終わると思ったのがやっぱりそれが外れて1億円の追加補正をしたと。そうすると私はある議員に聞いたんですよ、何で賛成したんだって、それでも4億円でもうすでに着工しているんだからあと1億あろうが2億あろうが途中で止めるわけにいかんじゃないかと、ということ言ったんですよ他の議員が、私は反対しましたよ。だけどもそういう概算で議会が承認しちゃうと

これが例えば狂った場合にどれくらい危険性があるということなんです。とにかくこれが12億円に登る当時5億、4億の予算出したそれでも1億円追加したんですからね。これが今12億だとそういう狂いが出てきた場合にはどれくらい危険性があると、2億や3億それは分かりませんが、そういう保育園で失敗してきとるのにも関わらず町長はなぜこういう概算で出したんですか。僕はその時言ったら、当時の課長がそういうことをすればよかったっていうような発言をしたんです。その時に言ったのが、私はちゃんと実施設計が終わった後議会の臨時会でもいいからそこで出せば良かったんじゃないか、何故当初予算にこだわったのかっていうこと当時言ったんですよ。町長どうですかそこ。何故当初予算にこだわるわけですか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

ちょっと論点が一般質問の質問事項と離れておると思いますが、予算は上程をさせていただきますので予算委員会の中でご質問いただけるというふうに思いますがいかがですか

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

私はこれを数字を言えっていうんじゃないんですけど、町長の基本姿勢を聞きたいんですよ。こうしてまで1回失敗している、反省もなくまた同じような常套手段で議会に概算で出して可決される、それを言葉悪いんですけど狙っておるんじゃないかと、そういう基本姿勢がおかしいんじゃないですか。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

基本的に間違いないと思っています。というのは、もうすでに10月の全員協議会そして11月に入っても全員協議会開かせて頂いて基本設計そのものが議会にも説明をさせて頂いております。そういう状況の中で今回コロナがありましたので地区説明に出られなかったという状況で1月号の広報とうえいの4ページの特集号で出させていただきました。こういう状況の中で基本設計もまとまりました。実施設計は先

ほど副町長が申しましたように詰め作業に入っておりますが、そのいわゆる基本設計でしましたいわゆる工事費の中で収めるという状況です。以前から夏からありましたように多額な費用をかけるなというようなご指摘もございました。こういったところを詰めながら基本設計をやり直しをして3カ月ほど伸びてしまいましたが、この結果として今回こうなりましたので当初予算に上程をさせて頂いて今議会でご審議をいただくと。事務の進め方は全く問題ないと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

全く問題ないって、あれほど保育園が失敗だと1億円も町の単独町費を出して追加補正した。こんなこと国の補助事業なら重要変更じゃないですか。それをそういう形になったことは反省した中で、ましてや今度12億ですよ。もっと慎重にやるべきじゃないんですか。町長の答弁全然変わってない。責任はないですか。私はこれ以上言いませんけども、もし町長はこのことを含んで実施設計が完了していないのに概算で12億近い予算を出したっていうこと、これは私は議会軽視以上の者だと思います。これはつきり言うておきます、できるできんだけじゃなくて実施設計をきちんとやって議会に提示して議会臨時会でやるべきだと思います。以上でいいです。次に質問します。今、そういうような町長の言葉適切でないかもしれませんが、他の言葉を選んでいる時間がないので言いますが、いい加減な金額で予算計上する神経がわからないんですよ。ですからこの質問してもまともな答弁はないと思いますが、あえて言います。町長は立候補した時に村上たかじのお約束とあって、町民と多くの公約で当選を果たすとしているわけでの中の一つに町民の声が反映されていない計画は見直す。それとまた町民の声を直接聞きながら行政を進めます。この公約は今回の署名活動の結果からすれば一目瞭然で公約どおり実行に移すべきではないでしょうか。しかし、当初予算に建設関連予算12億円を計上提出したということは公約無視と言うことですか。公約違反は町長失格じゃないですか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

医療センターの今の話も含めてですね、私は今議会中にですね前回もお話をさせて頂いた通り、我々の町にとってですね一次医療としての医療機関を残したいということでこの間ずっとですね協議をさせて頂いてきていただいてですねここまで来たと思

っております。従って今おっしゃる事はですねそういうふうに思われとるということ
は残念であります、しっかりこういうことを含めてですね今の結果になったという
ふうに私は考えておりますので、以上でございます。

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

思われているのは残念、こっちが残念なんです。もう一つ言いますけど、もう一
つ言います、くどくも辛くも、町長の公約にこういうのがあるんですよ。「決める段
階でしっかりと住民の合意を図る」と発言してます。公約の一つです。今回の場合、
全然合意するための努力義務さえ果たすことなく無視じゃないですか。こんな町政を
続けていっていいのですか。改めて聞きますが村上たかじのお約束というのは何です
かねいったい。町民を騙し続けることですか。町民に対し公約通り実行に移すこと
ではないのですか。その為の努力は必要なんでしょう。明確に答弁してください。

議長（原田安生君）

これ質問項目にないんですが。

3番（山本典式君）

これは町長の基本姿勢ですよ。町長が当選した時に、私はこういう事で町長まちづ
くりやってくんだと。僕は町長が言った発言した事、かなり良い事言ってるんですよ、
だけど実行が無いんですよ。私この事言うよりもこの事を通して町長の基本姿勢を問
うてるんですよ。これじゃ全く町民との公約を破棄している。答えてください。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

そういうことでですね進めてきましたのでそういうふうに受け取っておられると
いうことであれば本当に残念ですが、それ以上に今後も頑張って参りたいと思ってお
ります。

議長（原田安生君）

はい、3番（山本典式君）

3番（山本典式君）

町長ははっきり言ってもう取り返しはつかんですけども、実行するつもりがなければそういう名言らしき事を言わないでくださいよ。やれないならやれないと言ってくださいよ。町長は私が知る限りでは努力してないんでしょう。それを公約を守るっていうことに対して、全部基本構想に則っても全部中止してるんでしょ、それが人工透析そうなのありなんでしょう、無床診療所だってそうですよ総合計画には無床診療所にするなんてどこにも書いてないんですよ、それを一晩で無床診療所にしちゃうんですよ。町長にはそれだけ権力ちゅうか権限があるんですよ、だから言ったことは確実にやってもらう、できなければそのための努力をしてもらうとそういうことが基本姿勢じゃないですか。いいですまあ回答はいくら言っても同じこと。じゃあ続いて私質問しますけども、センターの事務長答えたんですけど、それはセンターの事務長それ前回答えてるんですよ、私はその上に立ってまた質問してるんですよ。それを繰り返したってしょうがない話で町長言わにゃおかしいんじゃないですか。これで私がね一番錯覚を起こしているのはセンターの事務長もそうだと思うんですけど、医師の確保についてということを私は常に言うんですけども単年度、確約は単年度しかできないって言うようなセンターの事務長そういうこと言うんですけども、町長が言ってるのは常勤医師が2名無いと東栄町には医療施設がなくなるって言う事言ってるんじゃないですか。じゃあ逆に言うと今度12億の東栄医療センター・保健福祉センターを建った時にはそれがあ限りに永代ある限り永代2名の常勤医師を確保しなければならないんじゃないですか。1年おってくれる2年おってくれるちゅう話じゃないんですよ。町長それ言ってるんですよ。常勤医師がおらなければ12億の施設はなくなるんだって言ってるんですよ。それを裏返しに言えばじゃあ2名毎年確保せにゃならんということの中で考えるのが継続的な確保をきちんとしとかなきゃダメだということを言ってるんですよ。来年度は来た今年は従来どおりだと、そういう回答は回答にはならんと思うんですよ。継続的な確保、どうですかその点。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

先ほど事務長が答えたことと全く変わりませんが、今の形態が先程言いましたようにフルタイムの会計年度任用でありますので契約は1年1年ということですよ。したがって来年度についてももうすでにそれぞれ常勤の医師を含め先生方との面談は全て終わっております。ですから令和3年度からの体制は今まで通りの状況で進めれるというふうに思っております。したがって先ほど事務長がお答えしたように新医療センターも勤務をして頂けるものというふうに思っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（山本典式君）

センターの事務長が答えるならそれでもいいかもわかりません。町長が答えるのは町長自ら12億の医療センター作るんでしょ。その責任ある立場で言えばもうある程度の継続20年30年と言わんにしてもこの建物がある限りできるだけ継続してやってくれるお医者さんがおると。2名必要って言うてんじゃないですか。そういう先を見据えた医師の確保って継続確保ですか、私はそうやって言うんですけど、継続確保がどうなってるか、そうでなければ町長こんな12億もするような建物いらんじゃないですか。どうですか。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

そのために先程も何回も言いますように我々は一次医療としてですね今の診療体制を含めた継続でやらさせていただくということで基本構想、基本計画にもまとめさせていただきました。何度も前回の時も対応させていただきましたが、基本計画の中には無床の診療所になるという状況の中は謳ってありますし以前もお話ししましたがその時に透析の10床ということは載っております。これはもうずっとですね山本議員が何回も質問をされていますが、透析の10床については今までもご説明させていただいた通り病院側の医師を含めた判断でありましたし、私もそれを受けて最終的には中止させていただいたという状況でありますので、何ら基本構想、基本計画の中で今の状況ですよその透析の部分だけはですよ変更になったことは以前もお詫びもしましたがそれ以外は変わっておりません。そのことを含めて今後もですよしっかり一次医療としてですね東栄病院は先程言いましたように支援診療所としてですね24時間体制を含めて守っていかなくちゃいけないというふうに思っています。以前もお話ししたように民間のクリニックはもうすでに東栄町内なくなりましたので公的な医療機関、診療所しかございません。この部分についてはしっかり連携を取りながらですね今後もですよしっかり進めていきたいというふうに思っております。そのためには常勤の医師が最低でも2人は必要だというふうに考えておりますが、ここについては今後も変わりなくしっかり確保ができるようにですねお願いをして参りたいと思っておりますが、今の段階では令和3年度の診療体制を整えるということで今年度はその状況ができましたので当初予算でもいわゆる医療センターの予算にも計上させて

いただいたとおりであります。従って常勤医師3名そして非常勤の医師を含めて体制は令和2年度と全く変わっておりません。こういう状況であります。引き続きこういう状況の中でですね令和4年の7月の新体制に向けて来年度1年かけながらですね医療、介護のですねサポートができるように看護師側のサイドもですね外来部分と在宅の看護師のチーム分けをしてですね医療、介護のコーディネーターを育成しながら来年度1年かけてですねその体制を築いていきたいというふうに思っておりますので、そのことも含めて医療センター側はですね技術者含めて皆さんでその検討をしていただいております。しっかりその事を見せながらですねお願いをしたいなと思っております。医療センターだけを建設するわけではなく今回は保健福祉センターも一緒に併設されます。やはりコロナ禍も見据えながらいわゆるマンパワー不足は当然あるわけでありまして。医師もそうですし看護師それから保健師もそうです。本当に専門職として採用がままならないという状況であります。ましてや非常勤ですらなかなか見つけられないという状況です。ここはしっかりご理解を頂きながらですねその確保に皆様のお力もお借りしなければならないというふうに思っておりますが、今のところ来年度、再来年度含めてですね医師の方はお願いをしておる状況でありますのでその辺のところをご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

しっかりやってるとかご理解いただきたい、ご理解いただくほどの根拠はないと私は思っておりますよ。もうそういう事適切かどうか分かりませんが前にお伺いしたいんですけど丹羽医師に聞いておりますか、私はねセンター事務長が言うように確約はできないということそれは担当者としてはそういうんだと思うんですけど、ただ確約はできないって言う代わりに町長隣だもんで打診してみたらどうなんですか、そういう話の中で医療体制の中でどうですかねっていうのはそういうニュアンス的なものを確認したらどうですか。私は事務長は正直だもんで確約はできないって丹羽先生たちおってもらえるかね、そういう打診っていうことはやらないんですか。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

そういうことがあるから先ほど答弁させていただきました。新医療センターにおいてもですね勤務をしていただけるものと思っております。

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

まあとにかく12億の建設工事に着手するなら継続確保、医師の継続確保それについて今後もやってきますのでいつになったらできるか知りませんが、しっかり継続確保なる先生を紹介していただきたいということと思っています。次に移りますけども、在宅支援について事務長答えたんですけど端的に言いますよ、基本計画があるんでしょ、基本計画に則って朝、昼、晩、早朝、夕方全部やるようなこと書いてあるんですけども、端的に言いまして電話対応でなくてあくまでも基本計画に則った形でいつから実施できるのか伺います。町長どうですか。

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

経費につきましては24時間対応ということで考えております。これにつきましては、まずは電話という事をご説明させていただきましたが、必要であれば看護師または医師が赴くこととなりますので何ら問題は無いと考えております。

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

あの事務長もそうですけどなんら問題ないとかなんか自分とうで言ってるんですけども、基本計画に則ってやるなら何ら問題ないですよ。けどこの前事務長でもそうですけども電話対応で済ませるんだ日直も当直も何もないんだとそういう対応だと言ったんです。よそれにまたかぶせてあるだけのことでしょう対応、いつからやるんですかそれ、基本計画はいつからやるんですか。

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

これにつきましては病床なくなった時点です。それを考えていかなければいけないので今後検討してまいります。今令和4年の4月からは病床が無くなりますので、その時点で考えさせていただきます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

事務長言ったとおり書いてあるんですよ。令和元年の9月24日に文教委員会の協議会の資料の中に書いてあるんですよ。こういうふうに書いてあるんですよ。病床がなくなることが不安を取り除くための6つの強化推進体制の中の目標の達成記述等に東栄医療センターが無床化になるまでに6つの強化策を実行に移すことを目標にしますって書いてあるんですよ。町長書いてあるんですよこれ。資料に、約束してるんですよ。何がそれなら電話対応で済みますんですか、それを指摘したから事務長の方でもまあちょっと被せてきたんだと思うんですよ。だから僕は町長に答えてくれって言ってるんですよ。ちょっと時間の関係でほか移りますけど、時間が余ればもう1回やりたいと思います。2番目の医療センターの名称についてですけども、回りくどく言わずに端的に言わしてもらいますけども厚労省のガイドラインと県の見解からすれば法を犯している状況になっていると思いますけども、これ町長どういうふうに認識してるわけですか。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

これには事務長がお答えしておりますし、12月議会でも経過等のご説明させていただいた通りありますので、今のところ県からこのままだと法に触れる恐れがあるという指摘は受けておりません。

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

触れる恐れのあるじゃないですよ、もう触れてるんじゃないですか、あれは、今のは。それを町長がたって頼んで新しい診療所ができたならその時に変えるでって言うだけじゃないですか。というのはね私ね前回事務長がこういうふうにご答えてるんで

すよ。名称については医療法上の適正な手続きで許可が下りていると前置きしてその後すぐに県から厚労省ガイドラインもあることから名称を改めていただきたいと県から説明あったってそうやって言ってるよ、じゃあなんで事務長が医療法上の適正な手続きは許可が下りてそんな前置きせにならんかっていうことですよ、その後すぐ厚労省のガイドラインには触れておるから名称を改めてもらいたいとおかしいんじゃないですか、改めてもらいたいってことは医療法上必ずしも適正じゃなかったということじゃないですかこの事務長の答え方は。その点、それだし町長もまあ私は町長頑固一徹だと思っんですけども、それが何で改めるようになったんですか。違ってなきゃ改める必要もないんじゃないですか、町長言うように経費もかかるし条例改正もせんならんで難しいって言うこと言ってるんでしょう、じゃあ何で変える必要があったんですか。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

変える必要がないからこのままでいってですね最終的には新しい医療センターの時に名称をですね変更させていただくということでもあります。

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

私ね、センター事務長が言うには、これ自体の使用許可はないと中に書いてあるから全体のあれでというような答弁しとったと思うんですよ。けどもねこれについてはこういうこと言ってるんですよ。町長も事務長も答弁しているのが医療センターという名称に何か問題があるのか、診療所は19床以下で規模の判断であって名称は何ら問題ないとこれは町長が言い切ってるんです。名称については何ら問題ないと。議会に対して言い切ったんですよ、それでその前の段階でこういうこともある、町長と事務長が言ってるのは県関係は事前協議をやっている県医務局にも伝えてある、県の方と相談しながら提出そういうこと言ってるんですよ。じゃあその医療センターそのものの許可申請とかそういうものはなくてもそういうものを書いてあれば県の方でもチェックが入るわけじゃないかと思うんですよ。医療センターっていう名前がその文章、字句が入っておれば、その時に県の方でも指摘がなかったわけですか。

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

先ほど申し上げましたが、名称のみでの許認可っていうのはありません。それは議員もご承知だと。その時にですね使用許可の手続きを取った段階では県でお認め頂いているものですから何もございませんでした。

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

そこがおかしいんですよ。医療センターっていう名前がどういうその文章の中で出てくるか分かりませんが、それを許可を下ろしてる県がそれを見つけれんということないと思うんですよ、そうでしょう。どういう文言にしとるか知りませんが、事前協議してるんでしょう、書いてある。事前協議やってきておる。今の事務長じゃないですけど。ただでそういうことの中でチェックがかからなんだっっちゃう事自体が私にはちょっとおかしい。

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

名称につきましては、誇大広告になるかならないかというところの判断だと思います。そうした中でですね私どもは事前協議もしましてその上で申請出しているものですから町としては何ら問題ないんじゃないかと考えております。

議長（原田安生君）

はい、3番

3番（山本典式君）

誇大広告なるかならんかってこんなもの許可下ろす方が神経質になって頭に入ってると思う。県だっかってこういうこと言ってる、「東栄医療センターの開所指導に中核的機関に無理があるって」、県じゃ承認せんということですよこれ。ましてや私素人なりにインターネット開いて見たらもう端的に書いてあるんですね。へき地中核病院でなくなればいわゆるセンターは使えないってこと、素人見たって分かるんですよ。それが気づかんということはおかしい。町長も開き直って先程言ったように名称は何

ら問題ない。断言してるんですよ。何を根拠にこういうこと。回答はいいです。だけど承知しといてください。それでちょっと私、もう一つ最後に言っときたいんですけども、先程1億3千万のどこに改善があるかという事私聞いたんですけども改善ということ、実質の改善っていうことですね。これは本当に改善なのか、人工透析止めたり救急患者受け入れを止めたりすれば入院患者さんも減ってくると、こういう作り上げた数字をもって改善って言えるんですか。それからもう一つ、そういうことと今度の試算表ですね、私議会だよりも書きましたけども、いいとこどりをしたような試算表を作っというその差引勘定で1億3千万、これ改善って言えるんですか。私個人的な見解ですけども改善っていうのは皆で知恵を出し合って創意工夫の取り組みがあって現状を望ましい形に変える状態にして出た結果が実質の改善と少なからずそういうふうに思ってるんですよ。そんないいとこどりをしたような数字を張り合わせて改善って言えるんですか。というのは次に私が質問したのは、私が財政シミュレーションでもって無床化になれば赤字解消になると赤字解消になると無床化になれば財政シミュレーションでやってくれと示してくれって言ったら事務長答えたら収支の状況が変わり現実味がないので作成できませんと。作成できませんって財政シミュレーションでその無床化になれば赤字解消になるって言うのは一つの要因なんですよ、無床化になるための。ですから何でかんでその説明をするのは町側にあるんですよ責任が。私にあるわけじゃないんですよ。だから今の数字が現実味がないので作成できないっていうのは本末転倒で、これをしっかりした数字を使っていやこういうふうは無床化になれば赤字が少しずつも削減なりますよって、それを示すのが町側じゃないですか。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

そのために先ほど事務長が答弁した通りだと思いますし、その試算は先だつての議会全員協議会でお示しをしておりますし資料もお渡しもしております。それから令和4年になってからのですね病院の医療体制の人員もですね、そこには付けてあったと思いますが、そういう状況の中での試算でありますのでご理解をいただきたいと思ひますし、そうでないとするならもう時間もないようですが山本議員もですね議員提案としてそのことができるならですね提案をしていただいて同じ場で議論をさせていただいたらありがたいと、よろしくおねがいたします。

議長（原田安生君）

はい、3番

3 番（山本典式君）

最後です。最後に。町長、私に議員提案なんて指示するあれがあるんですか。

私が質問したやつを全部答えてくださいよ。それがあって言うならいいんですけど、満足な回答全部。あれは担当者に答えさせたり。自分のいいとこどりをしたとこだけ答えたりして。私に対して全部 100%答えてないんでしょ。それを私に議員提案だなんて。そんな勝手な話ですよ。私はできません。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

山本典式君の質問を終わります。

----- 4 番 浅尾もと子議員 -----

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので再開をいたします。次に 4 番浅尾もと子君の質問を許します。

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。議長のお許しを得ましたので一括質疑方式で一般質問を行います。まず一点目は村上たかじ後援会のチラシについてです。村上たかじ後援会は 2 月 10 日からこちらのチラシ「まさかあなたも誰かに」を郵送で町内に全戸配布しました。2 月 10 日という日は、東栄町人工透析・入院を守る会が提出した入院、透析、救急診療の実施を町に義務付ける条例改正の直接請求署名の縦覧期間の初日でありました。このチラシの内容は、東愛知新聞 2 月 18 日付けで「疑われた町民の署名」という見出しで報じられた後、毎日新聞同 20 日付け、中日新聞 22 日付けが続き、名古屋テレビ 25 日及び 3 月 1 日、中京テレビ 3 月 1 日、CBC テレビ 3 月 3 日で報道され大きな問題となっています。私はこのチラシを見たとき率直に言って恐怖を感じました。監視する目のイラスト。懲罰を強調し、大村秀章愛知県知事リコール署名の偽造事件の記事を転載し東栄町の署名でも同様の偽造、不正が大規模に発生していると思わせ、町民の皆さんの縦覧異議申立を呼びかけて偽造、不正を告発させるようなものでした。町のトップの後援会がやることでしょうか。私は強く抗議いたします。町長は新聞各紙の取材に自らの関与を認める発言をしております。東愛知新聞には「しっかり判断しての署名だったのか確かめてほしかった」などとチラシ配布の意図を語っております。町長は毎日新聞の取材に「町の説明をきちんと理解していれば署名するとは思えず信頼できない」などと述べ、町選管が審査した守る会の署名

1076筆、町民978筆の有効性に疑いをかけました。まさに東愛知新聞の見出し「疑われた町民の署名」という事態が続いているのです。これらを踏まえ以下伺います。(1) このチラシを受け取った町民からは「これは脅しだ、怖くなって涙が出た」との声が寄せられております。私はこのチラシは日本国憲法21条に保証された署名を集める行為、署名をする行為、つまり表現の自由を脅かすものだと考えています。町選挙管理委員会が、守る会の署名の9割を有効と告示した直後にも関わらず、守る会があたかも署名の偽造という犯罪行為を行ったかのような記述について、後援会の男性は名古屋テレビの取材に対して「誤解を招くようなイラスト、表現で住人の方々が不安に思われてしまったことはお詫び申し上げます」と謝罪しています。しかし本当に誤解なのでしょうか。町長は問題ないと考えているのではないのでしょうか。名古屋テレビの取材には「全然圧力じゃない」というふうに答えておりました。昨日の議会初日まで一言も触れていませんが、町長は町民に謝罪する意思はあるのか伺います。2点目、町選挙管理委員会の公正、公平性について伺います。本日私は通告にも選管委員長にお尋ねしたいと書いておりましたが、残念ながら本日出てお見えでないということで大変残念であります。西谷賢治さんを請求代表とする直接請求の署名簿の審査、縦覧、効力の決定に係る一連の選挙管理委員会の事務については、以下選挙管理委員長に伺います。(1) 署名審査によって疑義、不備があるとされた署名に対する調査方法と調査方法ごとの件数、縦覧期間中の異議申立の概要、その内容と件数、調査方法と結果を伺います。(2) 町選管は公正、公平に職務を遂行したと言えるか伺います。3点目は、北設楽郡の入院、透析、救急、介護を守るために質問します。私は、町民への聞き取り、これまでの町答弁と「統括会議」など役場内の各会議議事録、広報とうえい等町が発行した資料、村上たかじ後援会だよりの政策チラシをもとに質問いたします。まず質問に入る前に、ある町民の経験を紹介します。90歳代の父親を介護するAさん、父親は今年の1月転倒して大腿骨にひびが入り救急搬送されました。東栄医療センターに電話したところ救急車で来てくださいと返事をもらい喜んだのもつかの間、すぐにうちじゃだめですと電話が入り落胆したと言います。搬送先の新城市民病院では処置ができないとして豊橋市民病院へと転送され手術を受けました。その後、リハビリのために再び新城市民病院へと戻り現在に至ります。そして今後町内の介護施設に入所する運びになっているそうです。一時的な利用ではなく今後施設での生活になるということです。新型コロナの下で面会もできない入院生活によって父親の認知症が進行したとAさんは話します。リハビリ後に自宅に戻らず施設への入所を選択した理由について、Aさんは家じゃ見られない、町の医療や介護がしっかりしていたら在宅で見ることも考えたかもしれない。町の医療は崩壊状態だとおっしゃいます。(1)から紹介します。(1) 東栄医療センターの無床化に伴う入院の代わりとして「やまゆり荘」、「緑風園」でセンターの患者や町外の病院から退院、転院する町民を本当に「受け入れ」できるのか伺います。そして(2)番、町長がこの政策チ

ラシで確約した「在宅透析の設備に初めにかかる費用」の助成の対象人数と予算総額、「毎月の補助も調整します」とありますがその具体的な内容を伺います。(3)町の「在宅医療介護チーム」、「緑風園、やまゆり荘受け入れチーム」の合同会議の議事録を読みますと、東栄町の在宅、看護、介護の困難な状況が報告されております。大変リアルで説得的なものですので質問にあたり紹介いたします。やまゆり荘を運営する明峰福祉会は正看護師がいなくなると予算が削減される。特養、在宅サービスの利用者が減り、事業所として成り立つことが難しいと発言しています。医療センター側は、町の在宅支援のマンパワー不足を町内の事業者や東栄町、設楽町、豊根村の3町村の連携で補うことを提案し、在宅支援の基本は24時間365日だと主張します。しかし、今後東栄医療センターから病床がなくなると町外の病院から転院はできず24時間の看護体制もないため町の高齢者が退院しても東栄町の自宅に戻れない現実が見えてきます。例えばこんな発言があります「在宅困難になって施設や子供の所へ行く」「在宅で最期を迎えることは減っている」このように施設入所の早期化が指摘されております。町長は、昨日の行政報告で介護人材の定着が新しい課題と述べました。しかしこの6年間ずっと指摘されてきた問題ではないでしょうか。在宅医療、介護チーム等議事録を読みますと町の医療だけでなく在宅看護、介護までが丹羽治夫センター長が文章で言うとおりに存続の危機だと理解できます。村上町長に反省はないのか伺います。4点目は、新たな診療所の建設事業費についてです。新たな診療所建設にあたり、町は令和2年11月30日の議会全員協議会で「基本設計（概要版）」を配布しました。基本設計の完全版は副町長の「改めて示す」との答弁に反し、現在まで明らかにされていません。昨年7月の「行政報告会」議事録も町ホームページ等で公開されず、統括会議の会議録も令和元年10月の第1回が出て以降公開されていません。統括会議の下部組織である6つのチームが、一昨年6月以降繰り返してきた非公開の会議は正式な結論を公表せず広報とうえい1月号に掲載された「病床がなくなることへの不安を取り除くために」と題した特集は検討中ばかりで町民の不安はむしろ増えています。私は町民に事業計画の詳細や意思決定の過程を明らかにすることなく建設事業費を予算化することは許されないと考えます。そこで伺います(1)概算建設事業費はいくらか、いつ予算化されるのか改めてお答えください。5問目は、町民、事業者、医療従事者を守る新型コロナ対策を求めます。国の第三次新型コロナの臨時交付金の東栄町への限度額は8840万円です。一次、二次と合わせ令和元年度の町税収入を超える3億1695万円が交付されることとなります。私は町長のコロナ対策の施策について役場の設備投資や備品購入を優先し、コロナ禍で困窮する町民、事業者、医療従事者への支援に回っていないと考えます。町内事業者からは「一度きりの持続化給付ではやっていけない」大学生の子を持つ町民からは「バイトの収入が減り仕送りも限界だ」との声が寄せられております。以下町独自の支援策を行うことを提案したい。町の認識を伺います。町内自営業の売り上げ減少に対応する追加の支援策、町内医

療、介護従事者へ「クラスター防止対策費」を支援すること。新城市では、各医療機関、薬局での集団感染を防止するため一律の交付金を支給しております。学生の学費、生活費の支援を行うこと、安城市などは独自の緊急奨学金を行っています。そしてコロナ感染で重症化、死亡リスクの高い妊婦に対する「健康支援金」を交付すること、こちらも新城市で行なっています。安心して健診等受けられるようタクシー料金を支援する自治体もあります。最後の6点目は防災行政無線の戸別受信機の設置を求めます。町は2月1日戸別受信機の運用を停止し、代替としてスマートフォン用防災アプリSアラートの運用を行い、スマートフォンを持たない家庭等へのタブレット端末の貸与を検討していると広報とうえい1月号で明らかにしました。町民からは60基の屋外スピーカーの音声が聞こえない、高齢者はタブレットを操作できないのではないかとの声が寄せられました。総務省は、全国の災害状況を踏まえ「屋外スピーカーは大雨等により聞こえにくい」とし戸別受信機の配備促進事業を行っています。令和2年度、国は町村が配備する戸別受信機の3分の1を無償貸与し導入費用の7割を特別交付税措置します。それを踏まえて伺います。町が今回従来の方針を大きく転換し令和3年度予算に戸別受信機購入費385万円150機分を盛り込んだことは町民の命と暮らしを守る上で評価できるものです。よって通告書の問(1)を省略し、答弁は求めないものとします。2点目消防庁への聞き取りでは防災用タブレット端末の整備費用についても7割を特別交付税措置することを平成31年の4月に事務連絡しているが、リース契約では活用できないとの説明だった。(2)リース契約によるタブレット端末の貸与を戸別受信機よりも優先した理由は何か伺います。以上です。

議長（原田安生君）

4番浅尾もと子君の質問が終わりました。質問に対する回答を求めます。まずは選挙管理委員会書記長。

選挙管理委員会書記長（内藤敏行君）

今回は書記長の立場でご回答させていただきます。回答する前に加藤委員長から許可をいただいております。それと回答の内容につきましても委員長と協議済みでございますのでよろしく願いいたします。2の町選挙管理委員会の公正、公平についての(1)でございますが、署名審査の過程、方法、件数等については告示したもの以外申し上げることができません。また縦覧期間中の異議申立についてもこの場で内容を申し上げることができません。しかし請求代表者には異議申し立ての審査の結果を通知すると同時に有効とした署名数についても告示させていただきましたのでよろしく願いいたします。私から以上です。

議長（原田安生君）

次に町長。

町長（村上孝治君）

まず政治活動団体に関する質問をこういう場で質問されることに少し違和感がありますがお答えをさせていただきたいと思います。もとより町民の直接請求の権利行使については尊重されるところでございます。その権利行使にあたっては地方自治法で規定される直接請求の意義、厳守事項と責任、罰則事項等の各種の制限事項がございしますが、先般ですね後援会で配布をしたチラシは決して署名された住民の方々を犯罪者扱いするものではございません。今回の直接請求の要旨、内容は3点でございます。人工透析の再開、入院の19床の確保、夜間、休日の救急受け入れの実現についてでございました。その請求内容、趣旨の説明を受けての賛同の意思をもって自分で記入したのか認識を喚起させて頂いたものと思います。直接請求の署名については権利を行使する上で大変重要な行為であることをご理解いただきたいと思いますとの思いからであったと認識をしているところでございます。少しきつい表現などがあり、ご不安を煽った点のあったことは心よりお詫びを申し上げます。決して守る会がおっしゃっているような町民を怖がらせ萎縮させようとするものではございません。後援会としてもその点は取材等ですでお詫びを申し上げておるところでございます。そして後援会が配布をしたチラシにはもう一枚あったかと思えます。コロナ禍でなかなか集まってくることが叶わず後援会として対話する機会も作れませんでした。そのためにこれからの医療のしくみを知りたい皆さんの気になっていることとしてまとめたもの、そしてこれからの東栄町についてなど後援会としての思い訴えとしてまとめたものをもう一枚のチラシで町民の皆さんにお知らせしたところでございます。今回残念に思ったのは配布した一枚のチラシのみを取り上げたところでございます。もう一枚の後援会チラシには今回の署名の請求内容である人工透析の再開、入院ベッド19床の確保、夜間、休日の救急受け入れへの対応や病院施設の現状、経営状況、今までの経過などをまとめたものでしたが、全くこの事を取り上げていただけませんでした。非常に残念に思っております。今、一次医療の確保こそが東栄町にとって一番重要であることをお伝えしたにもかかわらず、このことは一切報道されなかったことに憤りを感じるのは私だけでしょうか。決して署名活動を萎縮させる目的では毛頭無かったと思います。条例制定の請求がですね請求代表者や受任者の側での発言、発信に偏りがちになる一方で署名する方々には町民参加の自治制度としてまちづくりを熟議する機会となると思うところにはですね何の疑問もございません。本請求は既に受理をいたしていますので準備をしておりますが準備が整い次第今議会開会中に意見を付して議会にご提案させていただきたいと思っております。最後になりますが本条例案件の審議が全て終了した段階で今回の直接請求に係る一連の経過については大変重要だと考えております。議会にこの経過等踏まえて報告をさせていただく予定としてお

りますので、議長のお許しを得て今議会中、全てが終了した段階で報告をさせて頂く予定でございます。以上で私からの回答とさせていただきます。

議長（原田安生君）

次に副町長。

はい、副町長

副町長（伊藤克明君）

それでは私からは4番大きな4番の新診療所の建設事業費につきましてお答えをさせていただきます。事業費につきましては、総額で11億4266万円であり、建設及び外構工事費につきましては基本設計でお示ししました金額でありその他につきましては設計管理費と医療機器購入費であります。2年間の継続費で行うこととしておりまして令和3年度の当初予算にはそのうち11億3386万円を計上してあります。以上です。

議長（原田安生君）

次に参事。

はい、参事

参事（村松元樹君）

私からは5番目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関しての町の支援策、こちらについてご質問いただきました。各課にまたがる案件であり、私自身も交付金に係る実施計画の検討、調整に関わって参りましたので総合的な観点から私の方から答えをさせていただきます。よろしいでしょうか。この交付金につきましては、広報とうえい3月号の特集で紹介をしており、委員もご覧頂いたものと思います。広報とうえいの記事の冒頭に記載しました通りこの交付金は国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地域の実情に応じてきめ細やかな事業を実施するため創設された交付金であります。国から発出された制度要綱では交付金の目的として新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換好循環の実現、以上4点を通じて地方創生を図ることが示されております。またQ&Aでは、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業で対外的に説明可能であれば、施設の使用制限要請等に伴い生じる実損額に対する損失補償や用地取得費など対象

外となる経費を除き原則として使途に制限はないとされております。自治体独自の対策を後押しする交付金であります。町では制度創設以来国から示された要綱を念頭に、交付金の目的に合致し、且つ合理性、公益性、公平性の観点からのご理解が得られるであろう事業を検討の上、議会に予算をお諮りし対策を進めてきたところです。また、令和2年度当初予算に計上していた事業についても、交付金を活用可能なものは対象とすることで充当予定していた一般財源の節約にも努めております。交付金に関する質問の冒頭で、これまでの取り組みについての議員の評価をお示しいただきましたが、町としましては、広報とうえいで、主な事業について説明をしております通り住民生活や町内事業者の事業継続に向けた支援、公共施設における感染防止対策、町内における消費喚起、新しい生活様式への対応など幅広い分野で将来につなげることも視野に入れて、交付金を有効に活用し、必要な対策を講じることができているものと考えております。なお、直接的な支援に関しては住民向けには一人一律10万円の「特別定額給付金」、事業者向けには「持続化給付金」、「雇用調整助成金」、「営業時間短縮要請に係る感染防止対策協力金」、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」など、医療従事者向けには「医療従事者功労金」と言ったように様々な対策が、国などの取り組みとして別に実施されているところでもあります。2月には国の第三次補正予算の成立を踏まえご指摘の通り本町に対しては、正確には8840万9000円の交付限度額が示されるとともにこの取扱に関して事務連絡が発出されております。その中で新たな留意事項として「個人を対象とした給付金等については経済対策の効果的、効率的な実施の観点から給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認める」ということが示されました。町としては今回、国から新たに示された留意事項も念頭に、これまで同様、交付金の目的に合致し、且つ合理性、公益性、公平性の観点からのご理解が得られるであろう事業を検討しているところでありまして、計画がまとまった段階で改めて議会に予算をお諮りし対策を進めて参る考えです。なお質問の中で4点ほどご提案をいただきました。提案としては承っておりますが、事業検討中の現時点では個別の事業にあらかじめ色を付けることにもなりかねないためコメントは差し控えさせていただきたいと存じます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、次に住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは私の方から大きな3番の回答させていただきます。まず前提でございますけれども後援会の政策チラシの内容につきましては、私の方からはお答えすることはできませんけれども、現在町が検討調整している事項についてお答えしたいと思います。

入院の代わりとして「やまゆり荘」、「緑風園」でセンターの患者や町外の病院からの退院、転院をする町民を本当に受け入れできるのか伺うという質問に対しての回答でありますけども12月の全員協議会で方向性をお示ししましたが、入院機能の代替えとして「やまゆり荘」、「緑風園」を活用するということは現状では介護保険制度の問題、マンパワーの不足の問題から難しいという結論に至りました。しかし「緑風園」につきましては介護保険施設でないことで今後幅広く活用する方向性は検討できます。例えば急性期、回復期は後方支援病院あるいはそこからの転院先であるリハビリ病院等で対応しますが、その後の生活期のリハビリは在宅医療と様々な介護サービスを組み合わせて緑風園で対応し、在宅生活につなげられるということも検討できます。医療と介護がより深く連携することで在宅での生活が難しく、入退院を繰り返すような状態に陥る前に緑風園ややまゆり荘などの施設また在宅福祉サービス等を利用して生活と体を整えることができ、入院しなければならないような状態になる前に予防することもできると考えます。治療が必要となる入院の代替え施設として「やまゆり荘」、「緑風園」に機能を持たせることはできませんが、在宅医療介護コーディネーターを中心とした新たな連携の仕組みで在宅生活を支えていく医療、介護機能を緑風園に持たせることは検討していくことができると考えます。次に(2)番の在宅透析に関する件ですけども、具体的な検討はまだしておりませんが、昨年10月住民福祉課の職員と医療センター職員で在宅透析について名古屋新生会第一病院の先生のお話を聞きに行っております。最後に(3)番の東栄町の医療だけでなく在宅看護、介護まで存続の危機だと理解できるという点ですけども、前回の全協でお話しした通り確かに町の医療だけでなく介護についても厳しい状況であります。ただセンター長はこの合同会議には出席されていないので、厳しい状況については強化チームの現状分析だと思いますが、そのような厳しい状況でも強化チームは何とか在宅医療、介護を守ろうと新しい仕組みづくりに取り組んでいます。そのところを十分ご理解いただき今後の医療介護の連携に協力いただけたらと思います。以上です。

議長（原田安生君）

次に総務課長

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

6番目の防災行政無線戸別受信機の設置を求めるの中の1は削除、2からでよろしいでしょうか。はい、分かりました。タブレット端末の貸与を戸別受信機より優先する理由は何かという質問でございますが、戸別受信機を受信する設備としまして、受信感度が良くない地域にはデジタル波を中継する設備を再構築する必要があります。また戸別受信機は家庭内に固定する為、受信機のそばでは聞こえますが、例えば

家の1階に受信機があった場合、2階で就寝していると聞き逃すことが想像できます。一方タブレットにつきましては、持ち運びが可能なため携帯電話の受信できる範囲なら受信が可能となります。より確実に情報を得ることができ、またスマートフォン、タブレットの所有率も確実に増加すると思われまますので、将来を見据えタブレットの貸与を優先させていただきました。以上です

議長（原田安生君）

はい、執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。4番。

4番（浅尾もと子君）

それでは、村上たかじ後援会便りのチラシについて再質問いたします。町長の先ほどの答弁、少しきつい表現だったことをお詫びするという問題では私はないと思います。条例の制定改廃の直接請求制度は憲法92条の地方自治の本旨たる住民自治、私たちの町政が町民の意思に基づいて行われるという原則に基づく町民の権利です。町民は昨年末、町を二分するリコールではなく東栄町の医療を守りたいという止むに止まれぬ思いを条例の一部改正という署名に込めて集めたものです。地方自治法74条に基づき住民の50分の1の連署を集め東栄町の場合55人以上を集めれば良いところ977人もの有効署名が認められたものです。テレビの取材で名城大学の昇秀樹教授はこう言っています。直接請求はですね住民にとって選挙権と並んで大事な権利、こういうビラを配ると住民の権利の行使を躊躇させる、ビビらせる、民主主義にはあってはならないことですねと言っています。このような町の民主主義を破壊するチラシを町長の後援会が出したことで多くの方々が驚き、呆れ、怒りが広がっていると思うんです。町長に伺います。テレビの報道で町長は指示したことはないコメントしていましたが、このチラシの作成または配布に町長は関与を認めますか。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

冒頭でご回答させていただいたとおりでございます。直接請求の署名についてはですね権利を行使する上で大変重要な行為であることを御理解いただきたいということでございました。少しきつい表現等ご不安を煽った点は本当に心よりお詫び申し上げたいと思っております。それから最後の方でお話しをさせていただきました条例制定の請求はですね請求代表者、受任者からの発信、発言に偏りがちになる一方ですね署名する方々には町民参加の制度としてまちづくりを熟慮する機会となる、このと

ころは何の疑問もございません。したがって先程言いましたように3つのところ
でありますので、私の後援会ですので、そういう状況の中でお話しをさせていただ
いております。以上でございます。

議長（原田安生君）

はい、4番

4番（浅尾もと子君）

では町長は関与しましたか。改めてお尋ねします。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

したことは存じております。

議長（原田安生君）

はい、4番

4番（浅尾もと子君）

あくまでも指示はしていない。しかし、発行にあたっては、チラシの内容は確認し
認めていましたか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

もう一度言います。お尋ねしたのは、町長は発行前にチラシの内容を確認したかと
いう点です。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

出されるという事は承知をしております。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

その前に確認したかです。では聞き方を変えます。このチラシは町長の関与に
関与が全くない状態で後援会の皆さんが勝手に発行した後に町長が配布された、それを知
ったということよろしいですか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

発行は村上たかじ後援会であります。以上です。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

町長はチラシの発行に関与せず、後援会が発行し配布した後にこれを知ったと理解
してよろしいですか。

議長（原田安生君）

待ってよ。この件は、私最初受け取る時にちょっと疑問に思ったのは、東栄町議
会の会議規則の中に第59条に町の一般事務についてのみ質問を許可しているの
がありました。その関係でちょっと躊躇したんですが、中身については町民に関
係があるから許可をさせて頂いた。だからそこまでの質問をできたら一般事務
にかかわらないことになるんで控えていただきたい。

議長（原田安生君）

はい、4番

4番（浅尾もと子君）

私は、町長の政治姿勢の問題であると考えこの質問を行っています。お答え頂けなかったことは大変残念ですが、次の質問に参ります。このチラシのもう一つのポイントは、署名の縦覧期間が開始されたタイミングで町の全戸 1400 戸大規模に郵送されたことであります。町長は、毎日新聞の取材に、町の説明をきちんと理解していれば署名するとは思えず信頼できないと答え、署名した町民が異議を申し立てれば無効にできるといい、縦覧期間中の異議申し立てを町民に呼びかけて署名を無効にすることが目的だったと私は考えます。しかし、署名した町民は、町の説明をきちんと理解していなかったのでしょうか。町長は昨年末、署名収集期間が開始された直後、12月5日から町長の後援会としてこのようなチラシを配布していたのではないのでしょうか。私は、町民の皆さんは、町長の政策と守る会が訴える入院、透析、救急を維持してほしいという訴えを見比べた上で署名したと思っています。ある署名者は「私は村上後援会に入っている、署名をすると具合が悪いが入院だけは絶対に残して欲しい、家族全員で署名した」と言ってくれました。町の説明を理解して不満を持つからこそ署名したんです。縦覧期間では3名が異議申し立てをし2名が却下、1名は決定通知によりますと本人が書いたものではないということでした。決定書には申出人はその妻が署名したことを受任したかの如き経緯も述べているとあり妻が夫の意思を確認せず代筆したと認めているなどとしたことから無効が判断されました。どちらにしても大村知事リコールの大規模な不正、偽造署名事件とは全く異なります。そして町長が信頼できないなどと言えるような署名ではないということを私は訴えたいと思います。町長と町長後援会は自らの考えに合わない町民の意見や署名を疑ってかかり縦覧期間で無効にできると考え、あのような監視の目のイラスト、恐怖、心理的負担を町民に与えて署名を取り下げさせる目的でまいたのではないのでしょうか。私は大変意図的なものだと考えています。町の自由と民主主義を破壊するこんな卑劣な行為をする村上町長は政治家失格だと申し上げたいと思います。最後に改めてもう一度聞きます。町長あなたの後援会チラシはどこが問題だったと思いますか。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

その表現の仕方についてはですね、ご不安を煽ったところ心よりお詫びを申し上げます。中身については、何ら問題はないと思っております。それから今回の署名内容につきましては直接請求の要旨、内容は3点でございます。人工透析の再開、入院の19床のベッドの確保、夜間休日の救急受付の実現です。ですからこのことに対してどうかということを確認をさせていただいたところであります。先程もお話を申し上げた通り一般質問の中ではですねお話することができませんが、本条例案の審議が未

でございます。この付議にされたものを直接請求に係る一連の経過がですね終了した段階で議会にこの経過も含めてこの直接請求にかかることは大変重要なことでございます。したがって本条例案件の審議が終了した後に改めて議会に経過を含めた報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

では続いて町選管に伺います。今回、町選管に質問する理由は、私が町の選管が公平、公正とは思えない、町長に忖度したのではないかと思われる、そういった根拠があるからです。1点目は署名の審査の異常な遅延です。その結果、本請求の遅れを招いています。今年1月7日、町選管に提出された署名簿が求める入院、透析、救急を求める条例案が未だに町長から上程されない主な原因が、選管の審査の大幅な遅れにあると考えるからです。総務省の調べでは平成28年度から29年度、全国で行われた直接請求42件は全ての選管が地方自治法が定める20日以内に署名簿審査を終えています。しかし、東栄町の選管は署名簿審査を20日で終了せず13日間の延長を行いました。理由は東栄町内で新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたため現在審査を中断しております。感染拡大防止の観点から審査期間を延長するというものでした。そこで伺います。コロナとの関係で中断しなければならなかった審査とは具体的に何でしょうか。

議長（原田安生君）

はい、選挙管理委員会書記長

選挙管理委員会書記長（内藤敏行君）

確かに20日以内に審査を終えるという自治法がございます。また13日間審査を伸ばしたわけですが、コロナウイルス感染がありました。この間につきましては選挙管理委員会には集まっていたくわけにもいかず審査が延びたこと、あとこの他にまたこちらが不慣れであったこと、それと疑問に思う署名ですね、これが相当な数ありまして、それに審査に係る、かかった時間が多かった、このようなことでございます。

4番（浅尾もと子君）

もう一点は、選管の調査の方法です。選挙管理委員長は1月28日、調査の延長に抗議する守る会と懇談を持ちました。総務課長への聞き取りでは、新型コロナの流行のもと疑義、不備があったとした約1割の署名者を車2台で訪問し一週間程度調査を行

う予定だと明らかにしています。訪問調査は、守る会が調べた全国のどの自治体でも行われていません。守る会は抗議し、訪問調査は書面調査に切り替えられました。そして守る会が受任者などへの聞き取りを行ったところ署名を代筆してもらった人はほぼ全てに調査書が郵送されたと思われます。町選管から文章を送られた町民からは「自分を疑うのか」「ここまでやるのか」「誰が筆跡鑑定するんだ」と声が寄せられました。そして3点目は異議申出への調査であります。選管は異議申出への対応に7日間をかけ、全体の工程は3週間延びました。異議申出決定書によりますと異議申出のあった3名のうち1名は先ほど紹介しました妻が書いたと言っているというものであります。しかし、この代筆署名は署名の筆跡の問題から33日間の署名簿の審査期間にチェックされ無効になるべきものではなかったかと考えます。残る2点の申し出の要旨は署名を求められた際に署名収集者の説明が不十分で署名の趣旨等に関して詳しい説明を受けていなかったため署名を撤回して無効としてもらいたいというものです。まさにこの2人は町長の後援会チラシが呼びかけたように説明を全て聴き理解しなかったからという理由で異議を申し立てたのです。しかしながら署名が選管に提出された後無効となる条件は説明を全て聞き理解したかどうかではありません。詐欺や偽造による署名があったかどうかであります。異議申出人は詐欺行為があったと証言していない以上、この異議申出にはそもそもの理由がありません。本来なら即座に棄却されるべきものです。しかし町の選管は2月18日現地調査を行いました。署名を集めた受任者である高齢の女性の自宅を黒っぽいスーツ姿の男性2名が訪れ、署名を集めるのに何と言って書いてもらったかなどと質問したと言います。その女性は「入院、救急がないと困る、箱物だけ作っても意味がないと言ったんだ」そう話しますと2人は帰っていったと言います。事前の連絡もなく突然の訪問を受けた女性は驚いて「怖かった、足が震えた」と話してくれました。総じて私は、これら選管の調査が時間稼ぎのための調査ではなかったかと考えるものです。そして不要な調査を次々を行うことで町民の皆さんに署名することへの恐怖感を与え署名簿の議会上程をさらに7日間も遅らせました。審査に反省点はないか伺います。

選挙管理委員会書記長（内藤敏行君）

質問ちょっと長くて理解できない部分がございますが、まず最初に、なぜ浅尾さんがその審査結果をご存知なのか私理解ができません。どういうものなのか。私は請求代表者には審査結果を渡したつもりでおりますが受任者には渡しておりません。この場でその問題が出てくるっていうのはいかがなものかと思えます。我々審査にあたりまして一筆一筆丁寧に見させて頂きました。特に町長と付度があったわけでは決してございません。慎重に慎重を重ねまして最後の最後まで審査をさせていただきました。また現地調査につきましては地方自治法に定められておりますのでそれを執行したまででございます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

関与をしておるといのは訂正をして頂きたいと思います。それから今書記長が言いましたが、私最後に言いましたがこの問題は本当大変重要な問題であります。従いまして時間がありませんが、本議会開会中にですねこの経過一連を含めてご報告をさせていただく機会を持たせていただきます。それから 20 日間の間で、私も今本請求いただいております。この期間内には必ず上程をさせていただきますが、この内容、趣旨をしっかりとお願いをしたいと思います。それから私一切、選挙管理委員会ですので、そういう質問される関与をされるなんていう形は本来ないわけであり、非常に発言としては非常に不適切だと思っておりますがご訂正をお願いします。

議長（原田安生君）

時間来ましたけども発言許しますので。

4 番（浅尾もと子君）

最後にもう一点だけ伺います。最後に一点、1月28日の守る会と選管委員長、総務課長との面会の途中で部屋に入ってきた総務課の職員が白いメモを総務課長に手渡しました。すると総務課長は、隣の選管委員長をちょっとと手招きして二人揃って退席されました。数分後戻ってきた二人は態度を一変させ自由な話し合いになりませんでした。公正、公平、自律的に判断すべき選管委員長とサポートする総務課長を呼び出し態度を変えさせた人物とは誰でしたか。

選挙管理委員会書記長（内藤敏行君）

2月の何日、もう一度すみません。

（1月28日です。）

その申し入れがあった日でございますが、特にありません。いろんなことがその場でお話しできること、できないことを確認したまででございます。以上です。

町長（村上孝治君）

本来審査期間中にそういう申し入れすることがおかしいんじゃないですか。まだ審査期間中じゃないですかそれ。私は選管ではありませんので分かりませんが、28日っていったらまだ審査期間中にあなたたちが選管に対する抗議文を出すなんてこと自体おかしいんじゃないですか。

議長（原田安生君）

4番。これ時間来たので、最後になります。

4番（浅尾もと子君）

私からの質問は以上です。

議長（原田安生君）

以上で4番浅尾もと子君の質問を終わります。ここで10分休憩して14時から再開をします。

----- 2番 森田昭夫 議員 -----

議長（原田安生君）

時間になりましたので再開をいたします。次に2番森田昭夫君の質問を許します。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番森田昭夫君

2番（森田昭夫君）

私も質問の時には随分観客席にお客さんいなくなっちゃって非常に寂しい思いをしながら一般質問に入りたいと思います。まず先ほど浅尾議員から後援会チラシがマスコミに取り上げられた件について質問がありました。この件に関して、私も少々意見がありますので質問に入る前に少し時間をいただきます。すいませんマスクを外させていただきます。去る2月22日の中日新聞に「透析や入院をめぐり愛知・東栄町町長後援会が配布 団体は住民委縮」というタイトルで社会面に大きく記載されました。この報道は、政争の具に利用するためのものではないか、私は大きな疑念を抱いています。仮に、そうであった場合、マスコミとして、倫理に非常に問題があります。日本新聞協会の倫理要領によれば、国民の知る権利は、民主主義を支える普遍の原理である。高い倫理意識を備え、あらゆる権力から、独立したメディアが存在して初めて保証される。新聞はそれに最もふさわしい担い手でありたい。おびただしい量の情報が飛びかう社会では、何が真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と、責任ある論評によってこうした要望に応え、公共的、文化的使命を果たすことである。と記載されています。また、正確と公正の欄には、新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追求である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や、信条に左右されてはならないとあります。独立と寛容の欄には、新聞は、公正な言論のために独立を確

保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。とも記載されており、人権の尊重欄には、報道を誤ったときは速やかに訂正し、正当な理由もなく、相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な処置を講じるとも書かれています。このように非常に高い倫理観と、社会性を持ち、世論を形成する大きな力を持つマスコミですが、2月22日の中日新聞の報道はこの倫理とは、大きくかけ離れていると、指摘せざるを得ません。記事の中に、「縦覧を経て直接請求が成立すると、町長は条例改正案を、議会に提出しなければならないが、議会は、町長賛成派が多く、否決される可能性が高い。」と記載してあります。東栄町議会はもちろん、全国どの議会も、首長の賛成派・反対派という理由で賛否を決してはいないはずです。これこそが民主主義に対する暴挙であり、暴言です。ペンの暴力です。議員は住民全体の利益のため、法令に基づいて、公平にその権限を行使し、一部の奉仕者ではないという理念を持って活動しています。議員は、執行機関を公正に眺め、厳正に批判し、行財政上の重要事項について、適正で公平妥当な結論を見出して、これを決定しています。執行機関に近づき過ぎて、一つになってしまえば、批判も監視も適正な政策判断もできなくなってしまい、議会の存在理由はなくなってしまいます。ここにいる、東栄町議会議員は、全国すべての議員も同様と思いますがこのことを念頭に公正・公平に議員活動をしているものと思います。一方、議員が、執行機関より離れすぎても、その役割は果たされません。特に町村行政は、議会と行政機関の両者の協同で進められるものであって、議決は、執行のための手続きや過程です。議員が執行機関より、離れすぎているのは、議会の使命である、正しい批判と、監視はできません。この原則が、守らなければ行政は、ゆがめられ、民主的で、公平な運営は損なわれます。残念ながら、一部議員には、執行機関と離れすぎ、非難と批判ばかり繰り返し、行政を乱し、ゆがめることが、議員活動であるかの如く、ふるまっていると感じているのは、私だけではないと思います。新聞記事によると有効署名は978人であり、直接請求に必要な数を、大幅に上回っているとのこと。ちかじか、条例改正案は、東栄町議会に対し、提案すると思いますが、東栄町議会は町長の賛成派、反対派という判断で、議決することなく、適正で、公平・妥当な結論を見出して、これを決定している人材であると宣言しなければなりません。また、新聞には、「記事をチラシで使用するにあたり、本誌に許諾の確認はありませんでした。」と記載されています。新聞の著作権者は、執筆した記者が所属する、新聞社にあることは理解します。しかしながら、国会議員、県議会議員など、多くのチラシ、フェイスブックなどに、新聞記事がコピー使用されているのをよく目にします。その枚数や拡散数は、東栄町内に配布されたチラシの数十倍以上の、枚数ではないかと推定できます。中日新聞社ではそのチラシなどの全てに、許諾のチェックをしているのでしょうか。使用許可のないまま、記事をコピーし、チラシにしたことは間違いですが、それを目にしたときは、チラシの発行責任者に通知して、注意喚起すれば良

いことであり、新聞の記事にして、発行することに、悪意を感じるのは私だけでしょうか。政争の具になっているように感じます。私は、東栄町議会は、以上のことから、中日新聞編集部に対し、取材元の公表と、その背景を明らかにするよう申し入れ、倫理委員会に異議申し立てることを提言します。まだまだ意見を申し上げたいことはありますが、私の質問時間が無くなりますので通告に基づき一般質問に移ります。道路は生活する人々の通院、通学・通勤、福祉、食料品や衣料品、金融機関で手続きなど、毎日の生活に1日とも欠くことのできない、この町で生活するためには、最も大切な生活基盤です。先日の議会全員協議会で、大規模自然災害対策のための地域強靱化計画の説明がありました。公共施設の耐震化や新医療センターの整備、避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進など非常に多くの推進方針が記載されています。しかしながら、いったん災害が起きると最初に行わなくてはならないのが災害の規模の調査と、要救助者の救出が最優先されなければなりません。災害の規模がどの程度なのか、要救助者が何人いて何がどのくらい必要なのか、現状を把握するには道路が寸断されていては状況を把握することも、救助に向かうこともできません。ましてや重機や道具を現場に搬入することもできません。避難することも治療を受けることもできなくなります。道路は日常の生活に欠くことのできない重要な生活インフラであり交通事故や落石などが起こらないように安心・安全に通行できなくてはなりません。そのためには維持管理や改良、開設が非常に大切ですが、多額な費用が必要です。毎年少しずつ進めていると思いますが、まだまだ早急に改良・補強・補修しなければならない箇所が多くあると思います。そこで担当課で把握している町道、農道、林道の、仮に財源が許すなら早急に改良・修理・補強などしたいと考えている個所数と概算金額はいくらなのかお伺いします。また、この町に大規模自然災害が発生したとき、上下水道は寸断されても、都市部とは違い、住民の皆様の自助・共助の精神が働き、協力いただけたらと思いますので、とりあえずの応急処置はある程度可能であると思います。しかし、日常の安定した維持管理は役場事業課が行わなくてはなりません。集落が分散している広い地域の上水道下水道は老朽化が進み維持管理に頭を悩ませていると思います。そこで道路と同様に、仮に財源が許すなら早急に修繕・改良したいと考えている個所数と概算金額はいくらなのかお伺いします。なお言い忘れましたが申し訳ありません一問一答方式やらさせていただきますので一旦ここで移ります、終わります。

議長（原田安生君）

執行部の回答を求めます。事業課長。

事業課長（原田経美君）

それでは、失礼します。本町の町道につきましては、175 路線 162 km で舗装延長は約 110 km、林道につきましては 49 路線 105 km で舗装延長は約 65 km 農道は 87 路

線 20 km で舗装延長は約 19 km であり合計 311 路線 287 km を管理しています。道路の状況につきましては、老朽化または経年劣化が進んでおり特に舗装修繕については要望も多く修繕箇所はたくさんあります。また林道においては法面の崩落も目立っており交通に支障をきたしている箇所もあります。比較的大きな修繕は計画を作成して総合計画に載せて計画通り実施しています。しかし豪雨などによる被害や各区から提出される要望につきましては小規模なものが多く状況を確認して維持修繕費で順次改修を図っていますが毎年たくさんの要望が出てきますので全てを解消するのは難しい状況となっています。概算金額につきましては、全ての箇所を設計または見積りを行ったわけではないため一概には言えませんが、現在要望を解消できていない箇所数のうち緊急性のないものや修繕規模が大きく事業として行わなければならないものを除くと約 110 箇所あり過去の実績から一箇所 50 万円から 150 万円ほどかかっていますので一箇所あたりを平均値の 100 万円とすると 1 億 1000 万円ほどになります。また上下水道施設も老朽化が進んでおりますので簡易水道は水源から浄水場へ取水している導水管を公共下水道は浄化センターの機械電気設備を補助事業で更新しています。維持工事としましては上下水道とも最近ではポンプ設備の故障が多くなっていますが補助対象とならないため状況を確認して順次更新や分解整備工事を行っています。例えばですけれども公共下水道と農業集落排水のマンホールポンプだけでも 46 箇所 70 基ありますので更新を行うと 2 億 3000 万円程が必要となります。簡易水道施設も浄水場のポンプや計器の更新だけでも 1 億 1000 万円程が必要となりますので施設状況や経年を考慮して計画的に更新や分解整備工事を行ってきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、2 番

2 番（森田昭夫君）

ありがとうございました。担当課で把握している道路で、財源が許すなら早急に修理したい箇所はおおよそ 110 箇所、概算金額は 1 億 1 千万円を見積もっていることが確認できました。私も以前、当時は建設課と申しましたが、人事異動で 2 度ほど道路事業の仕事をしてまいりました。当時も今も状況はあまり変わっていません。台風や大雨、地震などがあると道路が崩壊していないか、けが人はいないか、病院に行くことに支障はないか、担当課の時にはいつもひやひやしていたものです。もっと予算があれば、もっと安全な道路にしたいといつも考えていたものです。仮に道路に穴が開いていて、自転車やオートバイがそこにはまり転倒してけがをしたり、あるいは自転車やオートバイが損傷したりしても、道路の管理責任が問われ、その責任は大きいと結論が出されている判例も多くあります。大型台風や大雨が長く続く日は、寝ても寝付

かれない日が何日もあった記憶があります。今でも今も職員が同様にその状況が続いているのではないのかなあと考えます。道路管理に携わっています職員の皆様には敬意を表します。また、すぐとは言わないが、上水道下水道のポンプや計器の更新だけでも経年劣化で3億3千万円必要とのことですが、水道下水は住民の生活に1日たりとも止めるわけにはまいりません。ポンプや計器だけでなく、急傾斜地にメッシュのように配管してある、管路も管理しなくてはなりません。いったん漏水など見つかった時には、盆・正月・休日・夜間、関係なくすぐに修理しなくてはなりませんのでその職員の後労苦には非常に心から感謝申し上げます。道路も上下水道も住民の生活には欠くことのできない大事な生活基盤であるにもかかわらず、経年劣化や災害、思わぬ事故などで修理が必要な個所が、毎年多くなってきましたので、少しでも住民に不安を与えないよう、維持管理する職員の苦労が少しでも少なくなるよう執行部と議会はもっともっと議論が必要ではないかと思えます。時間もありませんので、次の質問に移ります。宿泊施設の赤字経営問題について質問をします。先日配布された当初予算で、今年の健康の館は赤字額360万6千円、千代姫荘は619万7千円、総合社会教育文化施設は3006万4千円、御園にある天文台は1514万8千円もの赤字経営が既に予定をされています。特に東栄グリーンハウスは数年前は私が東栄町に在籍していたころですが宿泊経営を中止していましたが、経済効果などを理由に経営を再開しました。そこで特に赤字額の多い東栄グリーンハウス、御園天文台の最近の5年間の経営赤字はいくらなのか、そのうち東栄町の町民の宿泊利用者は何パーセントいるのかお伺いします。

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

総合社会教育文化施設と森林体験交流施設の過去5年間の収支状況ですが、あらかじめ森田議員の方に表をお示しさせていただきました。総合社会教育文化施設につきましては、グリーンハウスと民芸館、博物館、花祭会館そして体育施設の3つに区分し共通する経費は指定管理者の業務量に応じて按分してあります。なお運営状況の比較をするためその年だけに突出する工事費などは除いて通常ベースの収支となっております。それではお尋ねのグリーンハウス費のグリーンハウスの収支状況ですが、平成27年度はマイナス544万9000円、平成28年度はマイナス353万2000円、平成29年度はマイナス632万2000円、平成30年度マイナス525万9000円、令和元年度はマイナス311万2000円でした。次に森林体験交流施設につきましては、平成27年度はマイナス1643万6000円、平成28年度マイナス1633万2000円、平成29年度マイナス1699万1000円、平成30年度はマイナス1297万8000円、令和元年度はマイ

ナス 1441 万円となっております。次に宿泊客のうち東栄町民の利用状況につきましてですが数字的な統計はございませんが町民のグリーンハウスの宿泊はほぼないと思います。森林体験交流施設は毎年中学生の宿泊研修で利用をしておりますが、それ以外の町民の宿泊利用はほぼないと認識しております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

ありがとうございました。積算の方法については、修理費や何かは入っていない。あれだけ大きなグリーンハウスは随分経年劣化してきていますので本来なら修理費なんかも入れて積算すべきかなあとというふうに思いますが、この辺のところは置きまして単純に数字だけでいきますと私の積算に間違いがなければ、5年間でグリーンハウスは約2千3百万円、天文台は7千7百万円の赤字で、その合計額はちょうど先程の林道の必要とする金額に近い1億円超になります。そのほとんどは町外の利用者であるとのことで、若干天文台の方は使っていると言うもののほんの数字で言えばごくわずか。極端なことを言えば天文台から学校に行って星空の観測を指導するということでも十分賄えることではないかなあと考えます。そういった意味で単純に言えば、5年間で1億円も、町外の皆様にサービスをしてきたとも言えます。宿泊施設はまだほかに千代姫荘や健康の館等もありますので、一緒にテーブルに乗せることも考えましたが、経済効果や、葬儀などで急に宿泊場所が必要になったとか町内の農産物の2次3次加工をして、付加価値をつけているなど。議論をはじめているとなかなか時間もなくなりますので今回の質問事項からは外しましたが、これらを含めるとまだ、まだ大きな金額が町外の方々にサービスしていると思います。先程も言いましたがもうお分かりですよ、道路で、町民から要望があつて緊急性がないもの、修繕をしたいが、修繕規模が大きくて事業として行なくてはならないからとても上げれないといったものを除いて、除いてですよ1日も早く早急に修繕をしたいと考えている見積金額が1億1千万。たまたまですが、これ私作ったわけではないですよ。これはたまたまです。教育委員会が管理する、ほとんど町外の皆様が宿泊利用しており、町民の宿泊利用がない施設の赤字額が5年間で1億円。無いよりもあつたほうが良いかもしれませんが、町民には、なくてはならないという宿泊施設ではないでしょうか。道路は町民の生活に欠くことができない、やらなくてはならない修繕であり、改良工事です。そこで、町長に2つ程お聞きします。先般、公共施設等総合管理計画が2月2日付けで議員に配布・発表されました。パブリックコメントを実施して3月2日に意見募集を締め切りました。それによりますと、東栄グリーンハウスは現状維持。天文台は、経営移譲と書かれています。1つ目の質問ですが、まずはこの管理計画を作成する前

に、この宿泊施設や集会場を含めた公共施設いっぱいありますが、そういったものの今までの運営状況、経営状況そして今後の運営や経営の見込みなど公共施設の今後の方針、あり方をなぜ議会と議論しなかったのかお伺いをします。議会も町行政を推進するもう片方の車輪です。事前に議会と十分な協議を重ね、計画を作成すべきでなかったかと思います。2つ目は、町民の要望をかなえるため、安全・安心して暮らす町にするために担当課は先程話したとおり維持管理などで大変苦慮しているいくつかの項目があります。もちろん予算には限界があり、すべてを解決することはできません。赤字経営の宿泊施設を廃止して、その財源をどうしてもやらなくてはならないものに振り替えるなど、将来にわたってこの町を持続していくには、今何をしなければならないか、財源はどうするのか、今一度、議会と議論をすべきと思いますが、町長のご意見をお伺いします。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず公共施設管理計画の個別計画につきましては3月の2日でパブリックコメント終わってですね意見聴取をさせていただきました。現在総務課の財政係の方でまとめをしております。それにつきましてはその個別計画の中でそれぞれの担当部署においてですね一次評価から三次評価までさせて頂いております。こういった状況の中でございまして今最終的な案を作成しておりますので最終日の17日に全員協議会にその案をお示しをさせていただきたいというふうに思っています。したがって先ほど今の状況につきましてはグリーンハウスについてはですね宿泊施設を含めた全体の状況の中で維持をするという状況、それから森林体験交流センターについては移譲も考えていく状況の評価段階ではそういう状況になっています。これも単年度で終わる計画ではなく今後も引き続きですね毎年検討しながらですね5カ年計画でありますので毎年そういう状況をしっかり現状を把握しながら進めていきたいとこのように思っております。今教育委員会がお示しましたように5カ年については赤字額がですねグリーンハウスの宿泊だけでございます。こういう状況であります。それから大きく森林体験交流施設につきましてはですねえ本当に大きな1千万を超えるような赤字額という状況になっておりますのでこれは当然喫緊の課題であると思っておりますのでこれも含めながら最終的な個別計画として年度内に策定をさせて頂いてですね毎年見直しという状況になると思っておりますのでしっかりまたご意見もお伺いをしていきたいと思っております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、2番

2番（森田昭夫君）

私が、もうちょっと追加させていただきますども、グリーンハウス、御園天文台森林体験交流センター、これに限らず公共施設等総合管理計画ですので各地域の集会所なんかもあります。まあそういった集会場、宿泊施設などいろんな状況ってはもちろん町がある程度把握はしているでしょうけどもやっぱり地元について地元で活動している議員たちもいるわけです。もっと細かにいろんなことを知ってるはずですよ。ですからそういったことも含めてこういった計画を作る際には事前にまず地元をよく承知している議員など使ってどういうふうだとかどうしたらいいと思う、ということをはっきり協議すべきじゃないかなと。例えば私地元のことはよくわかりますので地元の話をしますと。例えば旧の下川保育園、これは下川の区に対して利用方法はないか、何か使い方がないかと、再三執行部側から問い合わせやお尋ねがあるようです。私も下川の区の下川区というか下田区と言うか会議にも時々顔を出しております、まあそんなこと言われてもあの施設じゃ保育園だでの、俺たち年寄りや大人の人が入って使える部屋がないじゃないか、こんな話が出てくるんです。例えばトイレなんか園児用のものなので小さい、狭い、我々が使うとしたら、あの子供たちに使うには十分なスペースでしょうけど、そういったことであんなもの何とか考えてくれたってやりようが無い、こういった話が再三出てくるんですね。そういった状況や状態がその決して下川保育園に限らず各地に色々な保育園、建物空いたものが点在してるわけです。それぞれ議員の皆さんはそれぞれ地元でも活動されておりますので、そういった状況がよくわかってるはずなんです。だからこそ余計にこの計画書を作るには、例えばこういった議員を使ってどう思うと。この施設はどうやってったらいいと。思っているような少なくとも素案みたいなものをまず最初に声をかけて話をし、それから細かな計画を作るべきだとこんなふうに思うんですがこの辺のいきなり私もあの施設の計画をいきなり見たもんですから、いきなり見たもんですからええなんじゃと、こういうことで質問させていただいたわけですが。その辺の手続きのやり方、いかがですか、これからもこういった計画が出てしまったわけですから、あれを出し直せとは言いません。ですがあれと似たような例えば計画、ああいった事があった時にはまず議会に話しをしてあんた達こういったこと詳しいと思うがどうだん、というような話をし、それから仕事を作業を進めると、というような考え方はないかどうかもう一度伺います。

議長（原田安生君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

当然、議会にはご意見をいただくということは本筋だと思っています。まあ先程言いましたように行政側サイドとしてはですねそれぞれの担当課において一次評価から三次評価までさせていただき、特に地元に関わるものについては特に集会所等につきましては区長さん方におろさせて頂いてご意見を頂いております。いずれにしてもその状況の中で今の基本的な方向は今回の個別計画のまとめ中にありますのでまた 17 日の全員協議会をお願いしてご意見をいただくということになっております。その中で、その方向で今、それぞれの施設がですね今森田議員がおっしゃるように現状にとかですね移譲というふうな形で決めさせていただきますが、しっかりその辺のところも含めてご意見を頂きながら毎年ローリングをさせて頂きながらですね当然必要でないとなれば予算も伴ってまいりますのでそういった計画の中でまた御審議を当然賜るわけでありまして今、森田議員からおっしゃられるようにしっかりまた議員の皆様にもご意見を賜りたいというふうに思っています。以上です。

議長（原田安生君）

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

あまり時間がないようですので、ちょっとまだまだこういったことは議論していくべきだと思うんですね、もっと議論したいなと思うんですが、残念ながら自分のわがままで自分の意見を申し上げたもんですから時間が無くなって参りました。もう少し時間がまだありますので少し言わせて頂きますが、あやって印刷して配布されてしまうと配付したものを後から修正なんてなかなかできないしやっつかない、それか例えば修正したところでそれが元に戻っていかないということがあるんですね。まずはああいったものを作る前に本来なら議会等とそういったことは議論してそれから書いたものって、いわゆる目に見えるものにしていくべきじゃないかなと、ちょっと走りすぎ、言い方は走りすぎじゃないかなと、もうちょっと議会も片側の車輪を持つてるわけですので、もうちょっと議会をうまく使うべきじゃないかなとこんなふうに思います。それからもう一つは、回答もいただけないと思いますが先ほど言った道路を緊急に直したいところが 1 億円、グリーンハウスと天文台だけでも 1 億円の赤字が出ている。東栄町の方々になく他所の方々にサービスしている。ところが、地元の方々にどうしてもやらにゃいかんのは、やりたいと思って考えているところが 1 億円、こういったことはこれから今後議会と執行部と十分財源について議論すべきことだと思います。以前は 5 億円もの土地抜きで土地代抜きで建物だけの保育園建設を行ったわけですが失敗じゃなかったかと。建設に先立って議会ではその時には視察を行いました。半田市や阿久比町で今回東栄で作ったと同じ 90 人規模の定員の保育園が土地代

込みで約1億円で新設をされていました。無いよりもあったほうが良いもの、やらないよりやったほうが良いことはたくさんあります。しかし東栄町のこの財政状況、人口構成、この先の財源や人口の将来見込みを考え、都市部との環境格差を考えれば、むしろあの5億円という保育園の建物にお金をかけるのではなくて、子供たちの教材や発達を支援する保育機材に力を注ぐべきではなかったかなあとと思います。町長の一部のブレーンの方々が、できるだけ素晴らしいもの、快適なもの、便利なものをと望んだ結果ではないかなあとと思いますが、保育園建設を考えた時にはまず、議会と財源、将来見込み、保育方針など十分な意見交換をしてから建設に向けて町民の皆様と意見交換すべきではなかったかと思います。小学校の建設も、現在地に建設するにあたり議会で十分な議論がされないまま、議決していますので、議会の小学校・保育園建設の責任は議会にもその責任は大きいと思います。保育園も小学校もすでに完成して使われていますので、今更このことで議論しようとは思いません。しかしながら医療センターの建設はこれからです。先程も出ていましたがおよそ1000人もの署名活動があり、反対運動が起きています。まだ間に合います。今一度議会と財源問題、将来予測などを議会としっかり話し合ってから診療所建設を考え直していただきたいなと思います。私は無いよりあったほうが良いもの、やらないよりやったほうが良いこと、という考え方なら、そういう意味では有床診療所にした方が良いと思いますが、現在の専門医制度などの医療体制、これからの人口動向、この町の財政状況と将来予測、交通事情の変化などを考えれば無床診療所にすることは致し方のないことではあると思います。従って無床診療所にすることには決して反対ではありません。残り1分ですので本当は回答いただきたいんですが残念ながら回答をするところまで持っていきませんので無床診療所にすることはいたしかたないことだとは思いますがもう一度議会と執行部と財政状況について今回提案してあるもののしっかりと議論して、例えば保留するとか予算をあげたものの一旦その執行については停止するとかということも方法ありますので是非とも考え直していただきたいこんなふうに思います。時間がありませんので以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

本日はこれにて散会といたします。